

何となれば、十七日に支払うということとはわれわれがきめたんですから。そこで、そういう関係をも考慮した上で、現実はどうやむを得ざる事態であるということ、厚生大臣のほうから承認を求めてもらければ、そこで判定して他の日にちにすることもやむを得ないだろう、そういうことに尽きるわけでございます。

○山崎昇君 いま総裁から、たいへん心配をされ、苦心をされていらっしゃることをやられたということについては、私は了解していいと思う。ただ、あなたの説明をいま聞いてみると、公務員の立場に立っていろいろやられたということですが、この規則の改正で、一体公務員が何の実益がありますか。何の実益がこの改正によってもたらされますか。一つもないではないですか。実益をもたらしたのは、俸給の支払いをやれなかった厚生大臣だけが実益あって、公務員は何にもないじゃないですか。これは、そういうことをあなた方が、ただ法律的な技術というだけでやることについては許されない。総裁がそれだけ言うなら、一体給与を受けるべき公務員はどういう実益があったのか、証明してください。

○政府委員(佐藤達夫君) ですから公務員のことをも考えてということは、先ほど前段に申し上げました、百方を尽くして、とにかく現金がその日に手に渡るような方法ということで、百方努力したということがそれにつながるわけであります。先ほどは申し落としましたけれども、この規則の決定と同時に、大蔵大臣、厚生大臣にあてて、われのほうから勧告という——この間の話のようなそういう形は実はとりませんでした、ほとんど勧告に近い内容の相当強い要望を述べまして、とにかく公務員のために何でも取りはかかっていただきたいということを大蔵、厚生両大臣、別々に出しておるわけです。そっちのほうは最初に申し述べました、またいま御指摘の点に触れるわけです。

○山崎昇君 ほんとうは大蔵大臣と厚生大臣をこへ来てもらって、私はいろいろ追及しなければ

なりません、私が官報を見たのはゆうべですから、そういう時間的余裕がないから、勢い苦心をされておる人事院総裁を追及するかつこうになつてゐるのですが、私もそれは本意ではない、ほんとうは、しかし、あなたが何と強弁しようとも、この問題が発生しかけたときに、大蔵省は、これは金がないのだから支払っちゃいけません、これは金をわざわざきき刺さされているんです、厚生大臣に。だからあなたは幾ら苦心されたからといって、政府内部では何にもやられていない。大体法律案が十六日に通りそうもないからたいへんだということを、あわてて実情をあなたのほうに泣き込んだ。そこで、あなたのほうは、いま答弁ありましたように、厚生大臣を処罰することはどうもやっぱりぐあいが悪い。だから人事院規則を変えて何とかそれを救ったらどうだろう、こういうことにしなさいじゃないですか。

そしてもう一つ重大なのは、人事院総裁は、こういうことをきめたのは人事院だから私のほうの責任もあります、こう言う。この規則の改正によつて責任のがれやつてゐるのはあなたと厚生大臣だけであつて、何にも職員については実益がない。実益のないことをあなた方は、さもさも公務員の立場を考えたような言い回しで言うことは、私はどうしても了解できない。特にこの問題はよく具体的に私は聞きますけれども、それじゃ十七日に職員が給与がもらえぬために、どこから金を借りて何かやつた場合はどうなりますか。それに対する利子とか、そういうものについて、人事院、保証できますか、保証できますか、厚生大臣は、そういうことについて、私は香川県だったか、二、三電話が参りまして、いろいろなことをやつておることも聞いております。互助会から所長が金を借りてやつてみたり、あるいはその他のところから、もし金が必要ならば貸して上げますからお借りくださいというように言つていくまでも便法にすぎないのであつて、本人の責任みたいになつておるのですから、私はこの人事院規

則の改正というのは、どうしてもあなた方の責任のがれにすぎない、これは幾ら読んで見ても。

さらに総裁に聞きたいのは、この規則の改正案の内容を見ると、厚生省所管の国立療養所(らい療養所を除く)に勤務する職員の昭和四十三年四月の俸給を特別の事情により第一条の三に規定する俸給の支給定日に支給することができな

いときは、当該職員の同月の俸給の支給定日は、同条の規定にかかわらず、厚生大臣が人事院の承認を得て定める日とする、こうなつていますね。そうすると人事院規則というものは、特定の事件について特定なきめ方をすることになつたら、私はたいへんだと思う。人事院指令なら、行政執行上の具体的な事件についてあなた方が判断を下すという、それなら私はまだわかると思う。

しかし、少なくとも人事院規則というのは、一般原則なり、一般的な問題についてはかり得る、災害その他に備へる例外規定その他を設けるならば、私は規則の重要性というのわかるけれども、特に問題になるのは、中身で言へば三点である。厚生省所管の中で、国立療養所の分、そして四十三年の四月の俸給、そして厚生大臣の定める日、一体規則の權威どこにありますか。あまりにも私は政府と言いますか、人事院と言いますか、この規則の制定権なり改廃権というものの乱用じゃないですか、これは。そしてこんなものをやつたところで、予算がないんですから、何の職員に実益もない。不利益をこうむつてゐるのは職員だけである。それに対する保障的なことは大蔵省は何も考えておらない。厚生省も考えていない。いわんや人事院は心配をされているというだけで、何も具体的なことは考えていない。何とかこれで切り抜けられるなんて思つたら大間違いです。もう一回人事院総裁の見解を聞きたい。

○政府委員(佐藤達夫君) いまのお尋ねの中のことばに、ほつておくと厚生大臣が処罰されるから規則を出したんだとおことばがありましたが、私も、私が申し上げた趣旨はそうではないんです、厚生大臣が処罰されるならともあれと、まあ

はつきりとは言いませんが、ともあれ、現実に処罰の対象になるのは現場、現場の給与の支払いの管理者ですと、そういうこともありますが、そういうよいことを先に申し上げたもので、それから、それがそういうようなおことばになつて出されたものと思ひます。厚生大臣が処罰されるために出した規則ならたいへんなことですが、ですから、そういうことをあらかじめはつきりしておきたいと思ひます。

それから職員の問題は、それはもうおつしやるとおりなんです。もうこれは法律的な措置の面だけでございまして、これによつてお金が出てくるものでも何でもない、それはおつしやるとおりだと思ひます。したがつて、これに並行してお金をせひ出していただきたい、何とか手当てをしていただきたいということを事前事後にわたつて大いに努力をいたしましたということでありまして、なおお金の点は、先ほどおことばにありましたように、大蔵大臣なり厚生大臣、そつちのほうからあるいは直接お聞き取りいただく以外にはない。私も横から努力いたしましたということを申し上げるにとどまり得るわけです。

それから最後に具体的な問題、これはまあここに法律的に精緻な御議論だと思ひます。一般的問題として規則は処理すべきで、具体的なことを押えるのは筋違いじゃないかということでございます。これはテクニクの問題としてはまさにそういう御批判もあり得ると思ひますけれども、私も、これは御承知のように法律の場合でも附則とか経過規定の場合には、実に具体的なものを、会社の名前まであげて、これこれについては従前の例によるとかという例がございまして、人事院規則の場合には、これはむしろ法律よりも下級なものであつて、いまおことばにありました指令にむしろ近いような面も持つておりますから、これを見れば、まあ一応わかるようにいうことから、他の例としても相当具体的な形であつておるものもございまして、その点はまあお許し願へるんじゃないかと思つております。

○山崎昇君 人事院規則が法律を改正するものでないことは私もわかります。しかし、少なくとも人事院規則というのは、国家行政組織法上の効力から言えば、私は政令、省令に匹敵するものだと思われ、これは、そうでなければ人事院の独任制でこれだけ独立的存在価値というものはなくなってしまう。それだけ私は権威のある規則なんです。これは、そして事実上これは支払う側も拘束されますけれども、支払われるほうも拘束を受けるわけですね、その規則によって。ですから私は先ほど来、この規則の権威ということから言って、軽々しく特定の事件について、そして便法上どうにもこうにもならないから、こういう規則を変えたのが実情じゃないですか。ほかにやりようがないからしかたない、あなた方は、人事院規則の十五條にこんな追加条文をつけてやっていると私は思うんです。もしもそれなら、四月の俸給が何日か知りませんが、私われば、この十五條は事実上意味がないんです、これは。あなた方が苦心してつくったこの十五條は、その日からこれは自然消滅みたいな条文ですね。そういうものを私は規則でやられるということについて、まず第一に法技術上から納得できない。ですから、もつと言え、指令等でやる場合ならわかるんですが、そういうことはできない関係にあるから、これ以上は言いません。私は人事院規則の権威から言って十五條の改正は疑問がある、こういうことをまず指摘しておきたいと思えます。

そして私は、少し極端な言い方ですけれども、受ける側の公務員は何の利益もない。そんな何ぼあなたの方で言っても、この規則を変えたことによって職員は何の利益もない。ただこれは俸給の遅配を合理化したにすぎないじゃないですか、この規定は、これは厚生大臣だけが処分されるのか、末端の人も処分されるのか知りませんが、そういう処分だけは何か免れたい、こういうことだけにしかすぎない。だからもつと言え、遅配の合理化であって、口ぎたない言い方をすれば、警察の署長さんにとろばうと合意でどろばうをやっているようなものです。これは、もつと言えれば国家権力の乱用だと思う。しかし、そこまて言えは言い過ぎになるかもしれない。しかし私は、職員は気持ちからいってそれくらい言っても言い過ぎではないと思う。こんなことが人事院規則でたびたび変えられて、そしてその大臣が適当にきめる日に俸給が払われるようになったら、何のために人事院規則の一条の三があり、国家公務員法の十八條があり、給与法の第九條があるのか。法律は事実上これによって形骸化されるのじゃないですか。そういうことを人事院が規則の改正だなどという事で簡単にやることに私は承服できないんです。これは。あなたがどんなに苦心されておる、あるいは一生懸命やられておることは、私は別な意味で評価します。しかし、法律的に言ったら、あなたのやっておることは、これはどうしても承服できない。何の実益もないし、ただ国家権力のやり方を合理化しただけにすぎない。そういう点はどうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 趣旨は先ほど申し上げたとおりでありますけれども、最初に私も実は被害者だと申し上げたのは、二つの点において被害者である。いまのわれわれのおあずかりしておる公務員諸君に支払い期日に給与が行き渡らないという点において、われわれとしては百万努力をいたしましたけれども、まず昨日の十七日の日は過ぎてしまったというところが一つであると思うのです。それからいま盛んに御追及をいただいておりますような規則を出さざるを得ないことになったというところは、一つのあるいは被害者である。もう一つは、一つのあるいは理由も、最初に申し上げましたように、これは単なる事実上の問題じゃないに、国会で御審議いただいております特別会計法案というものと、すでにそれに関係する特別会計法案の予算がもう成立してしまつたというところは厳然たる事実です。これはもう法的に争うべからざる事実であります。それをわれわれとしてはそのまま

はっておいいていいものかどうかということになります。たまたま十七日に支払うという規則を規定できている。これは法律で定めてあれば、ぜひ支払ってくださというのを宣明すればいいわけですね。われわれのおあずかりしている規則の面でも大きなしわ寄せを受けて、はっておいいた処罰を受ける状態にある。これをはっておいいた責任問題です。したがって、われわれはこの種の措置をとらざるを得ない。それによってお金が出てくるものでないことは十分わかつておる。そういうことはたびたびあつてしかるべきことではない。そこで、先ほどおことばにありましたように、こういうことを個別に一々書くことはどうか。たとえば離れ島で船がおくれた場合に給与を支払えないこともあるだろう。いろいろなそういう類似の場合もあるだろう。そういうことに処置すべく、特別にこういう事情があるときは、何か一本人事院規則に入れておけば、これは非常に便利だろろうと思う。あるいは法制の形としては、それのほうが見たところからかっこういいと思う。それはまたお話のとおりいろいろなまた乱用のおそれが出てきやせぬかということ、ぎりぎりこれをはつきり書き出す、描き出すというほうが、あらゆる面において効果があるのじゃないかという意味においてやつたわけでありませう。

○山崎昇君 人事院総裁の私は苦心は苦心で、何べんも申し上げますが理解をします。しかし、いまあなたの答弁の中に、はっておけば処罰をされるような状態になっておるから、そういうものは人事院は黙って見ておられませんか。それなら、なぜそれくらいいきつ規則をつくっているんです。ですから、私はほんとうは厚生大臣、大蔵大臣をここへ呼んで政治責任なり、それから給与の支払いについての責任を追及しなければならぬと思ふのですが、そういう時間がないから、主としてあなたに法律的なこと聞いています。

それじゃ人事院総裁にもつと具体的に聞きますが、この規則を改廃をして、そして大蔵省なり厚生大臣は、これに基づいていま現実的にどういう

努力をなされて—あなたのほうで掌握されている限りでけっこうです。そうして被害を受けている公務員は、どういふふうな救済されようとしてゐるのか。これはあなたに聞くべきことではないかもしれないけれども、あなたの承知している限りでお答えを願いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) まさに私にお尋ねいただくよりも、そのほうの責任当局にお尋ねいただくのが適切だと思ひますけれども、私どもは、先ほど申しましたような観点から、終始怠らないという立場から、たとえば厚生省において、これは新聞にもちよつと出ていますけれども、共済のほうの手当を何とかできないものかということ、四苦八苦しておられるというふうな情勢はつかんでおるわけでありませう。

○山崎昇君 いや、それは私もけさ新聞で見えています。しかし、少なくともあなたが規則を改廃をして、そうして聞くところによれば、かなりきつて厚生大臣なり大蔵大臣にあなたは申し入れたというのだから、それならば厚生省としてはもつと具体的に、たとえばいま金を借りる措置にしようが、何にしようが、十七日の晩まで間に合わないなら間に合わないけれども、十八日じゅうには何とかなるんだとか、それくらいあなたの場合は情勢の把握があつてしかるべきじゃないのですか。ただ、新聞報道されているようなこの程度のことなら、私は聞かぬだつてわかっている。ですから、もう少し具体的に、これはもう給与を受けるほうは真剣なんです。そういう気持ちを、あなたがほんとうに公務員を守る立場の総裁なら、もう少しそういう具体的なことについて掌握をして、しかし言えぬことがあるならけっこうですけれども、もう少し具体的に説明願ひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 私は新聞に出る前から知つておつたのでありまして、たまたまいまのタミニングが新聞に出たあとになりましたから、古いことを申し上げたやうなことになるので、迫力があるはなくなつてしまつたわけでございますけれども、いま申し上げましたやうに、四苦八苦

やっておつて、あしたくらいは何とか現実のお金——俸給としてはこれはむずかしいでしょう、出ないでしょうけれども、共済その他のほうから、あしたじゅうには何とかという可能性が目に見えだん浮かんできてくるという可能性を情報として知っておきます。それ以上はやはり大蔵大臣なり厚生大臣に単刀直入にお聞き願つたほうがいいと思います。

○山崎昇君 重ねてお聞きしますが、いま地方ではたいへん困つて、所長さんみずから自分でどこから金を都合してきたり、さまざまなかことをやっているようです。そこで、これはあなたの見解として私に聞いておきたいのですが、職員が互助会から金を借りる、あるいは共済から金を借りる、そういうことで、国家のこういう不手ぎわを職員が全部背負い込んで、そうして不利益をこうむるわけですね。その場合に、不利益をこうむつた分について職員から要求があつた場合に、人事院としてはどういふ措置を厚生大臣なり大蔵大臣にやらせようとするのか、あるいは人事院としては、どういふ補償的なことを考えておられるのか、あなたの見解を聞いておきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) ただいまの段階において申し上げ得ることは、不利益にならないように四方八方手を尽くして善処していただきたいという形で強く申し入れているという段階でございます。いまお話のような具体的な問題になりますと、またこれはその処置のついたあとで考えてみませんと、ここで責任ある御答弁はできないわけです。

○山崎昇君 ですから、私もまだ借りて補償してくれという要請も何も受けたわけじゃないんですよ。しかし、事態としては想定できるわけですね、これは。ですから、その場合に、それでは人事院としては、あなたが責任を持って利子補給させるとか云々とかできないでしょうが、少なくとも、こういうことによつて損害を受けた公務員の損害補償については、人事院としては、それは受けた公務員の責任にならないようにするというこ

とだけはあなた約束できますか。それだけのことでは厚生大臣なり大蔵大臣にさせるといふことだけは、あなた約束できますか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは正直に言つて、ここではつきりお約束申し上げる筋合いにないと思ふのですけれども、人事院でそういう方面に出していい予算を、あるいは金を持つておれば、それは自腹を切つてもやりまうという大きなたんかを切るわけですね、これは遺憾ながらそれはできないというところになれば、やはり大蔵、厚生、関係大臣に強く要請するほかはないわけですね、相手仕事でございまして、われわれのほうとしては、極力強く要請をする、その努力を重ねているし、重ねますというところまではつきりここでは申し上げられないと思ふのです。

○山崎昇君 だいたい時間もたちましたから、そろそろ集約していきたいのですが、いづれにしても、いままでのあなたの答弁をずうっと総括してみると、やはりこれはどうにもこうにもならなくなつて、人事院も被害を受けた立場だけれども、厚生大臣やその他、国家の責任者を助けてやつたと、それにしかすぎないと思ふんです。そうして最後にお聞きしたいのは、この十五条の最後にありますように、「厚生大臣が人事院の承認を得て定める日」と、こうあります。そうすると、厚生大臣はいつになるかわからないのです。いつになるかわからない。そういうことも人事院は、これ認めるのですか。月給払う日を厚生大臣がいつになるかわからない。人事院もわからない。ただ、厚生大臣がいついつにしますよ、したいと思ふますといへば、人事院は承認をするのですか。そうすると私はお聞きしたいのは、人事院の承認の基準というのはいくつですか。ある程度基準がなければ、あなたのほうでこれ承認をするといつたつて、無手勝つてやるわけにいかないと思ふ。ですから最後の項にある「厚生大臣が人事院の承認を得て定める日とする」、この内容はどういうことになるのですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 支出が可能であるに至つたにもかかわらず、期日をきめないという場面と、数日間支出はやはり不可能であるという場面とあるわけです。可能であるにかかわらず支出しない、そんなばかなことはこれはおそろくないと思ふますけれども、それがはたして可能になつたかならないか、やはり依然として不可能であるかどうかということが、われわれの認定の一番基準になると思ふます。大体この規則を出します前に、先ほど申しましたこととの十六日の午後十二時近くになるまで出す可能性がないということとは認めておりますけれども、それから先のこととは、今度は厚生大臣が当局者でありますから、これはそのほうの責任であらゆる努力をしてもならなければなりません。早く国会を通すということもあるいはあるかもしれせんし、別の立法を出すということもあり得るのですから、その努力をしていただくことはもちろん含んでおりますけれども、そうして出るようになったら、さっそく定日をきめてもらふ、そういうことが基準になると思ふます。

○山崎昇君 そろそろ私本題のほうにもう入らなければいけませんから、これ一点でやめますが、いづれにしても、人事院総裁に政治的な点にまで介入してどうのこうのといふことで私どもも聞けませんし、また、お答えはできないと思ふますが、ですから、いづれはこれは厚生大臣なり大蔵大臣に私は責任追及しなければならぬと思ふますから、その点ははずしますが、ただ、いづれにしても人事院は、あなたの説明された、公務員の立場だとか、あるいは公務員に不利益を与えないためにだとか、いろいろなことを言われたけれども、この規則の改正は、何にもそれによつて効力があらわれない。何にもならない改正であつたといふことですね、結論からいへば。ただ、先ほど来言つておるうちに、支払い側の責任の回避をやはり法律的にそれを認めてやる。いわば、犯罪とまで言ひませんけれども、罪を犯した者の罪を合理化するために人事院規則を変えてやつた。あなたのほうには片棒をかついだ。被害者であつたか

もしないけれども、私どものほうからいへば、片棒をかついだ結果になつておる。そして現実的には——それは私の見解ですよ。現実的には、公務員はこれ何にも実益ないわけですから、以後こういう便法といへどもこんなやり方のないように、私は給与の支払いについて人事院はもつときつとした態度をとつてもらいたい。そして場合によつては、処分するならしなさい、罰則があるのだから。俸給の支払いについてこれほどきつた罰則がついてゐるのです。ですから私は、あなたを幾ら責めても、これ以上のことにはなりませんけれども、やはり給与をおくらせられておる職員の立場からいへば、どうしても私はこの人事院規則は納得できないのです。最後はきつたことばになりましたけれども、真剣にひとつ今後考へて、再びこういうことのないように人事院としては考へてもらいたいし、それからあつたままでは何とかなるだろうというあなたのお話でありますけれども、とにかく極端に言えば、一時間でも早くこういう事態を解決されるように、再度ひとつ厚生大臣なり大蔵大臣に努力をされるように、あなたのほうからきつて言つてもらいたい。そういうことを要望して私のこの質問を終わります。それについてあなたから何か決意表明でもあれば伺いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) とにかく政治的にどうこういふことばがちらちらと見えまうけれども、そういう要素は全然入つていないことは、私の御説明で十分わかると思ふますし、けさの新聞あたりには、朝鮮大学の問題に関連して、行政に適用してという表現がありますが、そのことばを借りるならば、法律に適用してやつたことであつて、われわれとしては、われわれの責任をここで法律的に果たしたといふ以外の何ものでもないといふことをはつきり申し上げさせていたきたいと思ひます。今後の問題については、やはりこういう不幸な事態は、法律と予算とが食い違ふとかいうようなことは、これはほんとうに歴史的にまれな例なんです。こういうことが決して起こら

ないようにくれぐれもお祈りする次第であります。

○山崎昇君 それじゃこの問題はこれで終わりたいと思います。

それで、国家公務員の災害補償法のこの前から多少残っているあと二、三点、私のほうからお聞きをしたいと思ひます。

政府から出された資料を見ておるのですが、たいへん件数も多いようですし、それから意外に国家公務員の公務災害が多いというふうに私ども感ぜられるわけです。そこで、まずお聞きをしたいのは、事故発生してからその補償がきまるまで、これは個々のケースによって私ばかり違うと思うのですが、おおよそ平均したらどれくらいの期間を要しておるか、お聞かせを願ひたい。

○政府委員(島四男雄君) 現実に公務災害が起りまして、それに対する補償の給付は、各実施機関である省庁が行なうわけでございますが、おおよそ二週間程度で補償を行なっているというのが実情でございます。

○山崎昇君 私どもが聞いているのはかなり違うわけです。もちろんいま申し上げたように、公務災害の内容にもよりますが、それから発生した場所にもよるでしょうし、いろんな私には個々の違いがあると思うけれども、私ども聞いているのは、そんなに早く公務災害が決定されて本人が救済されているとは聞いていないのです。少なくとも、まあ事件によりまして、ちよつと大きい事件ともなれば一、二年かかっているというふう

に聞いているわけですね。ですから、いま職員局長から二週間程度という話ですが、これは少し私は調子のよ過ぎた答弁ではないかと思うのですが、もう一ぺん確認の意味で聞きたい。

○政府委員(島四男雄君) 一口に災害と申ししましても、いわゆる外傷性の災害とか、あるいは疾病の問題がございます。おおよそ負傷したような場合にはわりあい判断が簡単でございますが、疾病のような場合には、はたしてその執務からくる疲労、そういうものが原因して病気に

なつたのか、あるいはその方の身体的な条件といふものか、そういう素因があつたのか、その辺の判断がいろいろやはり専門的な医者に待たなければ簡単には結論が出ない。したがつて、そういうようなケースにつきましては、往々にしてただいま御指摘のような非常におくれる場合もあるのではないかと。私の申ししたのは、主として負傷によるものは、非常に簡単に、明らかに公務であると認定できるものについては、非常に早く実施しているというのが実情でございます。

○山崎昇君 そうすると一番日数の多かったのはどれくらいですか。これは極端なことを言うようですけれども、このあとに聞きたいことと関連するのでお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(島四男雄君) 各省におきまして非常に判断がむずかしい場合には、人事院の協議を得るということになっております。そういう私どものほうに参つております案件についてかなり古いものもございます。たとえば一年以上たつていゝる場合もたまにはございます。したがつて、災害が発生してからその実際に給付を行なうまでの正確な日というものはちよつと申しかねますが、一、二年おくれる場合もまれにはあると、こう申し上げておきます。

○山崎昇君 いまのお答えに関連して私がお聞きしたいと思ひるのは、かりに事故が発生して、そうして一、二年かかるとしますと、そうすると発生前三カ月の平均給与で補償額は決定されるわけですね。この間に公務員の給与が上がつたり、世の中がどんどん変わつていくわけなんです。規定によると、平均給与の百分の二十が上がらなければ改定されないのです。そうすると事実上こういう規定はあるけれども、一、二年もかかつて災害補償が決定される場合には何の意味もなさな

いですが、私どもとしては、福祉施設というのは、あくまでも補償の効果をより全からしめるために国がサービスとして行なう支援的な給付と申しますか、そういうことから、なるべくこれを広く解して、この施設というものは施策並びに設備というふうに解しております。

○山崎昇君 そこで、広く解釈されると言うんですから、それは一応了として、休業援護金制度というものは、どういう内容で、そしてどういふ運営の方法がとられておるか、概略でけっこうであります。御説明いただきたい。

○政府委員(島四男雄君) まずこの常勤職員が在職中でございまして、病気休暇または休職によつて、給与の全額が払われるわけでございまして、問題がないでございまして、退職後に休業補償という規定がございまして、百分の六十の率で支給されると、ところがわれわれとしましては、百分の六十というものは其共なり、そういう他の制度を見ましても、やや低いのではないかと、う趣旨から、常勤職員につきましては、さらにそれについて百分の二十の——平均給与額でござい

ますが、百分の二十の上積みをする。それから常勤的な非常勤につきましては百分の十、上積みして、休業補償にプラスして、その生活を十分めんどろを見る、こういう趣旨でつくられたものでござい

○山崎昇君 それでは次に移りたいと思ひます。が、災害補償法の二十二条の第一項の第五号に、福祉施設として「その他必要と認める施設」というのがあつたんですね。この間の委員会であつたから、休業援護制度というものはこの二十二条の五号によつて何か設けられていゝるということですが、そこでお聞きしたい第一点は、二十二条による施設という定義は、こういう基金制度も施設になるのかどうか、私は違ひではないかと思ひます。が、施設の見解についてまずお聞きをしたい。

○政府委員(島四男雄君) 確かに二十二条の福祉施設ということばからくる語感といふものは、何か物的な設備、建物、そういうものを通常施設と、したがつていま言ったような援護金制度というふうなものは、あるいはこれに入らないではないかという御質問はごもっともだと思ひます。ござ

います。私どもとしては、福祉施設というのは、あくまでも補償の効果をより全からしめるために国がサービスとして行なう支援的な給付と申しますか、そういうことから、なるべくこれを広く解して、この施設というものは施策並びに設備というふうに解しております。

○山崎昇君 そこで、広く解釈されると言うんですから、それは一応了として、休業援護金制度というものは、どういう内容で、そしてどういふ運営の方法がとられておるか、概略でけっこうであります。御説明いただきたい。

○政府委員(島四男雄君) まずこの常勤職員が在職中でございまして、病気休暇または休職によつて、給与の全額が払われるわけでございまして、問題がないでございまして、退職後に休業補償という規定がございまして、百分の六十の率で支給されると、ところがわれわれとしましては、百分の六十というものは其共なり、そういう他の制度を見ましても、やや低いのではないかと、う趣旨から、常勤職員につきましては、さらにそれについて百分の二十の——平均給与額でござい

ますが、百分の二十の上積みをする。それから常勤的な非常勤につきましては百分の十、上積みして、休業補償にプラスして、その生活を十分めんどろを見る、こういう趣旨でつくられたものでござい

の中で、公務災害費の中から支給されるものでございます。別にたゞいま御指摘のような金庫であるとか、そういう性格のものではございません。あくまでも予算に組み込まれている項から支出されるものである、こういうふうな考えでおります。

○山崎昇君　そうすると、私はこの援護金制度というのはおかしい制度だと思ふのです。予算に休業関係予算として組みながら、そこから何か各省大臣がこういう基金に金を出す、それでしよう。ですから、そうすれば、私はおとといもあなたに言ったように、なぜ本俸そのもので考えなきゃならぬようなものがあるのに、そしてその予算があるのに、別な基金なんていうところへ金を出して、そしてそこから、あなたは百分の二十と言ふけれども、これを見たとすると六十の二十です、金を出す。そして私はこれは人事関係法規集覧の抜粋でありますけれども、中身を見ると、ややこましい手続をとらなきゃならない。災害を受けた者はまたこつちへいるんな手続をとらなきゃならない。あなたのほうが自動的に災害補償法を發動したのについて、そこから通知をいったら、援護基金のほうからその人に金がくるなんて仕組みにはなっていない。申請をしなきゃならぬですね。この内容を見ると、どうしてそんなことが必要なんです。何かあなた、麗々しく事務総長の名前で通達が出ていますけれども、どうして予算に組んでいない休業補償そのものできかちとした補償ができないで、そんなわけのわからないようなところから、金が余ったか余したか知らないけれども、そういうところへ金を回して、別なこういうものをつくって、そしてあなたも合わせて災害補償をしているのだといううな言い方は、私は納得できないのです。こういう援護基金制度というのは必要ですか、これ。あなたに聞きますが。

○政府委員(島田四雄君)　ただいまの御質問の中に、私が先ほど平均給与額の百分の二十、それはここに六十の二十と書いてあるではないかというところでございますが、これは休業補償の日額の

六十の二十でございますので、この休業補償の日額というのが平均給与額の百分の六十というところになりますので、したがって、この額というのは平均給与額の百分の二十になる、こういう意味で申し上げたわけです。

それはさておきまして、確かに制度論としては、いまお話のようなこともあるいは考えられると思ひますが、やはりこういう制度というのは、他の諸制度との均衡というものを考えなければなりませんので、この種の休業補償、または労災を見ましても、すべてこれは百分の六十になっております。したがって、そういった他の均衡においては、まさに一応均衡がとれているのでございまして、先ほど申しましたように、特に国としてそこまでサービスをするのが適当ではなからうか、こういう趣旨でこれをつくったものでござい

○山崎昇君　そうすると局長の答弁では、福祉施設にならないじやないですか。本来ならあなた方のものの考えの中には、災害補償法に基づいて国家がきつと補償しなければならぬのだけれども、ただ、まあほかのほうとの均衡があつてぐあいが悪いから、別にわけのわからぬものをつくって、そこからそつと金を出して合わせれば災害補償になるという、少しいやな言い方ですけども、そうとも受け取れる。ですから私は、そして先ほどの御説明によると、ちゃんと予算の中にある。その予算の中からわざわざこういうものをつくる。これが私は事務的にものと自動的にいくならまだ理解をしてもいいと思うのだが、そうでない。これを見るといふところ、かなりなことを申請しなければならぬのです。だから二重にも三重にも公務傷害を受けた者が足かせ手かせ、あるいは事務的に手続上複雑なことをやらされて。そしてもう一度にはかなり日にちがたつて。これは福祉施設なんということになりませんよ。ですから、これはここですぐあなたになくせと言つたつて、これはどうにもなりませんが、一昨日の委員会の質問と関連して、こういう

うややこましい制度はやめて、国家が満度にやはり休業補償なら休業補償、その他の補償を、責任を持つて補償するといふ態勢に直してもらいたい、こう思ふのです。これは要望もかなり含んだ質問になりますが、それについての見解をお聞きをしたい。

○政府委員(佐藤達夫君)　前回からの御話は一々ごもつとも思つてきやうも承つていたわけですが、いま局長がお答えしましたように、そういうお気持ちを体しながら、遺憾ながら援護金制度という形でこれは出ている。もう一息はつきりさせぬかというお話なんです、終局的目標としてわれわれがねらつているところと共通なんです。したがって、いまの御趣旨の方向において、実はわれわれとしては、これはワンステップと考えるべきであらう、こういう気持ちで臨んでおります。そういう方向でなお検討していきたいという気持ちでございます。

○山崎昇君　それから、関連して援護金制度の内容を見ますと、非常勤も一部含まれるのです。ところが、これはほんとうは非常勤制度ですね、任用上の問題で別にお聞きしなければなりません。が、ちよつと関連してお聞きをしたいのは、実際上は私の承知している限りでは、十二カ月の採用者がほとんどないと思うのです。ほとんどない、非常勤というので、一部ありますが、ほとんどない。もつと具体的に言えば、四月の二日に採用を発売して三月三十一日に首切のわけです。そして一日置いてまた四月の二日に採用して、三月三十一日に首切つておる。それで一年未満だからというので、退職金は払つておりますが、そういう形にして、事実上ここに書いてあるような引き続いて十二カ月以上雇用されないような任用上の仕組みをとつておる。だから援護金制度で、事実上十二カ月以上こえたものについてはこういうことをやりますよと書いても、絵にかいたもちなんです。これは、これは別な機会にまた非常勤制度の問題について私は詳しくやりたいと思ひますが、関連していまお聞きしておきますが、実際にはこう

いう規定をつくつたつて何にも運用されないのです。ごく少数の人の適用者はおるかもしれせん。だからそういう意味から言つて、この非常勤の問題については、これについてももう少し私は考えてもらいたい。少なくとも人事院規則でいつておる六カ月なり、あるいはその他のところまで基準を下げなければ、事実上あなた方が幾ら援護したいと思つても援護できないです。そういう点について、私はいますぐの問題ではありませんが、ぜひこれをお考えおきいただきたい。この点は總裁どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君)　これもごもつともな御意見だと思ひますが、いまあらかじめ予測されたように、非常勤問題そのものをじっくり検討して追及していただいてからの問題だろうと思ひます。たとへば非常勤の方が、そう実際上長くなつて、常勤と同じような実態を備へることになれば、むしろ常勤化、職員化することが筋なんです。そういう基本的な実情に於いてのこれは問題だと思ひますが、あとの御議論をひとつ楽しみにしておきたいと思ひます。

○山崎昇君　たいへん總裁から前向きの答弁ですから、この問題はいろいろ機会を見て非常勤問題は私はやりたいと思ふんですが、次に質問を変えてみたいと思ひます。

災害補償の附則の第六条の第一項を見ますと、うと、これは先般の改正で入つた規定だと思ふのですが、法施行の日から五年以内に公務災害を受けたものについては、半分ぐらゐは一時金で出します、それで残つた分は年金でやりますと、こうある。私はその当時の審議に参加しておりませんが、なぜ五年ということをきめたのかはわかりませんが、それから、どうして五年でなければならぬのかという理由もわからないし、もしもほんとうにあなたの方の解説にあるように入つて公宅からも出なければならぬ、あるいはその他一時的な金がかかるであろう、そういう配慮で附則の第六条の第一項ができたとするならば、これは将来にわたつてもこういう措置をとらな

ければならないものと私は思うのですが、どうですか。

○政府委員(島四男雄君) 将来にわたってもい
うお話がございましたけれども、私もこれ考え
ましたのは、やはり職員の方がなくなつて、遺族
の方がとたんに生計に苦しむと、やはり相当の出
費がいろいろあると思いますが、年金にいたしま
すと、たとえば遺族の方の家族構成が、配偶者と
子供二人ということになりますと、平均給与額の
百分の四十でございます。そういうことになりま
すと、その年金で当座の出費をまかなうというこ
とは、実際問題としてむずかしいのじゃないかと
いう親心でこれは設けたわけでございます。
そうかといつて、これをもっと長くいたします
と、一時によいに使つてしまふということもご
ざいますので、その辺はおおむねこの程度が妥当
ではなからうかと、こんなようなことでこの制度
を設けたような次第でございます。

○山崎昇君 私の聞いているのは、「この法律の
施行の日から五年以内に職員が公務上死亡した場
合における当該死亡に關し、」でしよう。ですから
私はせつかくあなたのほうに親心があつて、遺族
がたいへんだらうというならば、五年という時限
立法みたいなことは必要ないじゃないですか。当
然五年以後の人にもこういうことがあつていいの
ではないですかという趣旨で聞いているわけだ
す。

○政府委員(島四男雄君) まさにこの規定は暫定
的に五年ということになっておりますが、私も
決して五年でこの制度も将来は見ないのだとい
うことではないので、しばらくこの規定を設け
て、実際の運用を見ながら将来にわたつても検討
していきたい、したがつて当然五年たつた時にこ
れをどうするかということは、その時点で再検討
して、将来にこの措置をさらに延ばすかどうかと
いうことは、いろいろな角度から検討してみたい
と考えております。

○山崎昇君 そうすると、繰り返しの意味でもう
一ぺん聞きますが、一応時限的にこの規定は運用

したい、しかしそのほかにいろいろ検討されて、
できるならば、結果がよければこれははずして將
来ともやつていくのだ、そういう意味の考え方だ
というふうに理解しておきたいのですが、いいで
すか。

○政府委員(島四男雄君) そのとおりでございま
す。

○山崎昇君 それから重ねてお聞きをしたいの
は、一時金の出し方ですが、見ますという、何
か四百日分ぐらいになっていきますね。そこで四百
日分というのは、これはまたいろいろな法律との
関係があつておきめになったのだらうと思うので
すが、私なりにこれを解釈してみますと、ほぼ旧
恩給法の一時恩給を想定されているのではないだ
らうかと思うわけです。それはなぜかといふと、
一時恩給を受給して再就職すれば、三年未満の場
合には返さなければいけませんね。しかし三年
たつたあとで再就職した場合には、この一時恩給
は返さぬでいいというところに恩給法上はなつてい
る。ですから私は昔の恩給法の何か一時恩給を想
定されて、四百日を直せば三年ぐらいいだ、こう
言われるのですが、そういう意味で四百日ときめ
られたのかどうかわかりませんが、そういうこと
なのかどうかということ、それからもしも四百日
というところが三年程度ということになれば、四百
日と三年という意味とどういうふうにつながるの
か、お聞きをしたい。

○政府委員(島四男雄君) 先ほど申しましたよう
に、奥さんと子供二人が遺族としてある場合を考
えますと、百分の四十ということに申し上げたわ
けですが、そうしますと日数に直しますと大体平
均給与額の百四十六日分でございますので、お
おね三年、このように申し上げたわけございま
す。ところで、そのおおね三年といひますが、
實際問題としてこの年金が始まる場合には、詳細
に計算いたしました、それでそういう場合の端数
はすべてその中に入れて、損得ないよう計算を
いたしますので、おおね三年といひのはこの四百日
がおおね三年という意味で申し上げたわけでご
ざいます。

○山崎昇君 そこで私は、これも要望したいにな
りますが、普通の遺族年金と違つて、公務災害の
場合ですから、いま局長の御説明のあつた百分の
四十を平均給与で直せば、大体そういうことにな
るといふお話ですが、これをもう少し私はやはり
上げる必要があるのじゃないかと考えるのです。
そういう点で今後検討していただけるのかどう
か。あるいはまた、あなた自身もこの四百日分
では多少低いのではないかとお考えがあれ
ば、この機会に聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(島四男雄君) もちろんこれについて
はいろいろ四百日が妥当か、もっとこの日数を
ふやすのがいいのではないかと御議論がある
のは当然だと思ひますが、かりにこれをもっとふ
やしまして、四年分とか五年分とかまとめて差し
上げるということになりますと、その間はもちろ
ん年金は出ないわけでございますので、一時によ
けいをつけてしまふという懸念もございます。
で、その辺はこの制度が実際に使われておるか、
なお検討いたしまして、その点を考えてみたい
と、かように考えます。

○山崎昇君 それでは最後に、総理府の人事局長
にお聞きしたいのですが、公的年金制度連絡協
会というのがあると思いますが、これは総理府が責任
になつてやつておるのじゃないかと思ひます。
が、これがいまだどういふ現状にあるのか。それか
らなおこの連絡協議会では、現在どんな点が議論
されておるのか、わかっている範囲でけっこうで
ありますけれども、お知らせいただきたいと思ひ
ます。

○政府委員(栗山康平君) 山崎先生のいまの公的
年金制度連絡協議会でございますが、確かに総理
府で主宰いたしております。しかし人事局ではご
ざいませんで、官房の審議室というところでや
っております。私もごくほんとうの荒っぽい点で
ございまして、詳しいことはまだ存じておりませ
んけれども、開いております点では、最近議題とし
て盛んに検討しておりますことは、各公的の年金

制度を通じましていわゆるスライド制、この問
題をどういふふうに関連を持たせて研究してい
くかということを目下熱心に検討しておられる最
中であるといふふうに伺つております。

○山崎昇君 そうするとあれですか、いま主とし
て議論されておるのはスライド制だけですか。そ
のほか、別な機会にまたお聞きしたいと思ひま
すが、この災害補償法にいう障害年金と共済組合
の廃疾年金との関係なんかも、いろいろ矛盾点あ
るように私思ひますので、これはいずれまた別に
聞きたいと思つておりますが、そういう点なんか
については議論されておるのか、されてないの
か。その他にもいろいろ私も聞いていますので
が、これはうわさの程度でありますから、わか
つてゐる範囲でもう少しお聞かせ願ひたい。

○政府委員(栗山康平君) 先ほど申し上げまし
たように、実は詳しいことは私承知いたしてお
りませんが、ただいまの議題は、先ほど申し上げ
たおりのスライド制をやつておるといふことでござ
います。もちろん議題といたしましてはそれに
限るわけではございませんので、そのほかのこと
もあるいはやつておられるかもしれませんが、
が、ちよつと私の点はいまのところ存じており
ません。なお問題としましては、そのほかにもあ
るいは逐次取り上げていくのではないかと
うに存じております。

○山崎昇君 それでは、もうかなりな時間しまし
たから、これでやめたいと思ひますが、いづれに
しても、この災害補償法関係の内容はかなりいろ
いろな点を含んでおるし、それから人事院でも
いろいろ調査研究をされておると思ひますが、再
度繰り返しますが、国家公務員法の百八条による
調査研究なんかもどうやら行つておるかわかりま
せんが、一度もまだ人事院から聞いたことがないわ
けです。したがつて、早急に人事院ではそういう
点についても調査研究をしてもいいし、ま
た、特に公務災害ですから、たとえばその主人
公がけがをすれば、そのうちの生活は破綻に瀕
するわけですね。そういう意味では、ほかの

のと違つて、この公務災害の場合には国家が完全に補償するという制度ができなければならないのではないと思ふのです。そういう意味でたくさんさんの不備がある。あとで伊藤委員のほうからもまた追及あると思うのですが、私は主として原則的な点をお聞きをして質問を終わりたいのです、いづれにしても、公務員の災害補償についてはもっともつと私に制度的に、また運用上もあたたかい措置が必要ではないだろうか、こう思ふますので、法律上の不備あるいは規則上の不備等があれば、ひとつ人事院でも積極的に検討されて直していただきたい、こういうことを最後に要望して私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(井川伊平君) 午前はこの程度とし、午後一時より再開いたします。

午後一時五十分休憩

午後一時十八分開会

○委員長(井川伊平君) これより内閣委員会を再開いたします。

午前に引き続き、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。質疑のある方は順次御発言願ひます。

○伊藤道雄君 私は、この法案について提案権を持つ総務府総務長官、そして実際に運用してある人事院総裁を中心にして二、三伺ひたいと思ひます。すでに山崎委員が質問しておりますので、なるべく重複を避けて質問申し上げたいと思ひます。

まず、順序として伺ひたいのは、今回の改正は、労働基準法施行規則ですでに改正された点について、それにならつて改正しようとするものでありますけれども、このような規定が労働基準法施行規則などに設けられたその経緯と理由についてまず伺ひたいと思ひます。

○政府委員(島田雄雄君) まず、この労働省令の改正でもつてこのような障害等級の区分の変更が行なわれたわけでございますが、その背景となり

ます事情というのは、特に最近の自動車事故の増加及びこれに伴ういわゆる打ち症と、そういう事情が背景となつております。特にその契機となつたのは、三十八年十一月における三池炭鉱の爆発事故による一酸化炭素中毒症の発生と、それが特に契機となつたと思ひます。社会的な背景、事情といつたしましては、そのみならず、最近の自動車事故の増加というものも加味されて、労働省におきまして昭和四十二年十月二十四日に省令をもつて等級区分の取り扱いを改めたような次第でございます。

○伊藤道雄君 国家公務員の災害補償については、労働基準法などによる災害補償と均衡をはかることになつておるわけですが、今回の改正もこれとの均衡をはかるべく改正を行なう旨が、前回総務長官から提案理由を述べられた際にその意味があつたわけですね。労働基準法施行規則の改正はたしか昨年十月に行なわれた。しかも、その一年前から適用になつておる。そこで伺ひたいのは、人事院の通告は、労働基準法施行規則の改正の時期よりおるのか、おいて本年一月末になつて出されておると、こういうふうなそのつどおくれおるわけですが、このおくれおる理由は一体どこにあるのか、こういうことをこの機会にお伺ひしておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 事実はおつしやるとおりの事実でございます。もしも私どものこの災害補償法も、この種のことは労働基準法並みに人事院規則に委任していただいておるといふことであれば、おそろく間髪を入れずに合わせた改正ができたと思ひますけれども、これはまた人事院規則できめずに、なぜ直接法律でおきめになるような形にしたか、これはやっぱりまたそれはそれで理由があると思ひます。要するに現行法はそのまま立法によつて措置されるというたてまをとつてきておるわけでありまして、そうなりますと、う関係から、必ずしもこの間髪を入れずに基準法の施行規則と合わせて御措置をいただくというこ

とも、これはまあ技術問題としてできないわけでございます。したがつて、できる限り最近の、最近の機会を選んでお願いしたいということに尽きるものであります。もう一つ、この実態の問題でございますけれども、今回の関係の事柄に該当する現実の事例というものは、もちろん公務員関係でもあり得ることはあり得るものであります。実際上はまだいままでのところ非常にケースが少ないというところ、もう一つは、御承知のように、この表に備考の規定がありまして、相当現実には即した運用もできるようなつておりますものですが、おとしのときはだいたいふんおくれたといふこととおしかりを受けましたけれども、今度の場合は、そうおしかりを受けるべき筋合いではないかろうというふうな思つております。

○伊藤道雄君 先ほども申し上げたように、先般の提案理由の中で、労働基準法などによる災害補償との均衡をはかることがその旨明確に説明されておるわけですね。それでこのようにおくれおる内容を見合ふものであつても、その時期がおくれおるなら、すべて結局これも見合ふものでなくなつてくるわけですね。そういう点が大きな一つの問題点になるんじゃないですか。労働基準法の、今回の一年半以上適用がおくれたことはいま指摘したわけですが、いま総裁がちよつと述べられました

が、三十九年十二月に労働保険審議会の答申を得て労働保険法の改正がなされたわけですが、人事院の意見の申し出がそれから約一年おくれ、四十二年二月にようやく提出されておるわけですね。先ほど、国家公務員の災害補償法が保険法の改正に対応するものである以上、対応しなければならぬ。そういうものである以上、いわゆる補償法の改正も保険法の改正と同時に施行すべきものではなからうか、こういう考えが当然出てくると思ひます。この点について重ねて伺ひしておきます。

○政府委員(佐藤達夫君) 御趣旨は全くおつしやるとおりであります。したがつて、今回のような場合を考えれば、この関係の事柄は、もう法律を直接おきめいただくことなく、人事院規則にま

かしておいていただければ、即座に歩調を合はして措置がとれるわけであらうというふうな気がいたしますけれども、これはそれ自体、またその点問題がありますから別といたしまして、要するに法律改正の形をとるということになりますといふと、可能な最近の機会として今日に及んだと申し上げざるを得ないのであります。

それから実態問題は、先に申し上げたようにございまして、実態問題として、困ることはございせんといふことです。

○伊藤道雄君 次に伺ひたいのは、いわゆる障害等級の認定の基準についてですが、これは外傷の場合はまた別ですが、内部疾患の場合は、公務によるか否かという認定はきつめて困難なからうかと思ひます。特に精神とか神経系統の障害に関する各等級の認定基準というものは問題であらうと思ひますが、この場合の認定基準はどうなつておるかといふことを、この際お伺ひしておきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) これはお察しのとおりで、私どもの最も苦勞するところでございます。したがつて、またその認定についても、勢い時間がかかるわけでありまして、要するに基本の原則としては、公務との相当因果関係にあるという認定がつけば、それは公務上として措置をする、きつめて簡単明瞭でございますけれども、われわれが扱つておる例を見ましても、いろいろなケースがそれぞれのまた特色を持っております。何かいまお話のようにコンピュータにすぐかかるような条件というものを並べて考えられないものかという気持ちは当然われわれにあるわけなんですけれども、実際に個々のケースを扱つてみますと、やっぱりその事象その事象、周囲の環境ということもありまして、本人の身体、精神上の素質ということもございまして、それとかがみ合はして判断しなければならぬといふことで、現在のところやはりケースバイケースで適正に認定をすべく努力をしてお

るということでございます。

○伊藤道君 この障害補償については七級までが年金、それ以下が一時金ということになっておるわけですが、今回設けられることになる九級です、九級に該当する障害と既設の七級の障害との間には、どの程度の差異があるのかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(島四男雄君) 一級から七級までは年金でございます。ただいま御質問のありましたとおりでございます。ところで、この九級が一時金として払われるわけでございますが、その日数は平均給与額の三百五十日分ということになるように思います。年金のほうは、七級の場合には、平均給与額の百日分が毎年払われるわけでございますが、この一時金の支給の場合には三百五十日分が一時に払われる、そのような違いがございます。

○伊藤道君 公務災害の認定については、現在実施機関でそれぞれ行なっておることだと思えますが、その認定については、実施機関によって異なる事態が起こることはないのであるかという疑問が出てくるわけでございます。この点はどうか、それと人事院はその基準についてどのように定めておるかという点、それとさらには認定については人事院において統一した必要があるのではないかと、各省庁の実施機関によって不公平のないように、そういうことも考えられるわけであります。こういうような問題についてあわせてお答えいただけますか。

○政府委員(島四男雄君) 各実施機関の間におきます認定基準がまちまちになってはならないことは、御指摘のとおりでございます。私もそのような観点から、まず一応基準をいたしましては、国家公務員災害補償法の取り扱いについてという総長通達でもって、その認定基準を示しまして、その認定基準に従って各省庁が一応公務災害の認定をしておるわけでございますが、実際問題として非常に判断に苦しむという場合には人事院に一応協議してきめることになっております。ところで、年金の場合はすべていま人事院の協議を経る

ということになっておりますので、少なくとも年金部分についての不統一というのではない、このように考えております。さらに私どもでは、必要に応じて、各省に設けられております災害補償を担当する方々にお集まりいただきまして、そういう実施上の問題点をいろいろ御指摘し、またそのような不統一のないように十分指導しておるつもりでございます。

○伊藤道君 この各実施機関の行なつた認定に対して不服ある場合は、その救済方法の一つとして、人事院に審査の申し立てができることになっておるわけですが、規定はまあそうなっておりますが、ここで伺いたいのは、この異議の申し立て、いわゆる審査の申し立てが過去においてどの程度にあったかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(島四男雄君) この補償法が制定されましたのは昭和二十六年七月一日でございます。この制定以来ことしの三月三十一日未現在までに、おきまして、この公務災害の審査の申し立ての総件数は、全部で百六十七件でございます。そうしてその百六十七件のうち、判定が下された件数が百二十八件でございます。なお本人が取り下げました件数が二十七件、現在未処理となっております件数が十二件でございます。

○伊藤道君 実施機関で公務と認定されないうちに審査の申し立てを行なつて、人事院がこれを公務と判定した事例はどの程度あるのですか。

○政府委員(島四男雄君) ただいまの判定がすでに下された件数は百二十八件のうち、公務上という認定を下した件数は四十五件でございます。これは判定件数の約三三・五%に相当いたします。

○伊藤道君 この二三年ないし三年の間の精神、神経系統障害について補償を受けた者は、各等級別にどの程度あるのかという点、また最近におけるこの種の障害の発生状況はどうかということ、また精神、神経系統の障害については、具体的にどのような疾病が問題になるのか、この三点についてあわせて御説明いただきたいと思ひます。

○政府委員(島四男雄君) 最近三年間における精神または神経系統の障害による状況を申し上げますと、まず昭和三十九年度から申し上げますと、三級と認定されたのはゼロでございます。それから七級が精神障害が二件、神経系統が三件、合わせて五件でございます。それから十二級と認定された件数が、これは神経系統の障害でございますが、十七件でございます。それから十四級と認定された件数が、これも神経系統に限るわけでございますが、五十一件でございます。四十一年度について申し上げますと、三級として認定を受けた精神障害が一件でございます。それから七級は精神障害が一件、神経系統が二件、それから十二級が神経系統十七件、十四級同じく神経系統四十三件、これが四十年でございまして、四十一年度について申し上げますと、三級はゼロ、七級もそれぞれば、十二級が神経系統二十二件、十四級は神経系統五十九件でございます。このような状況になっております。

○伊藤道君 この精神あるいは神経系統障害の件数は、他の障害に比して非常に多いのではなからうかと考えられるわけですが、この点はどうなのか、また、ここの障害が多く発生しておる要因は一体何にあるのかという点、また、どのような職種に多く発生しておるか、また、新たに設けられる九級に該当するものは、過去どの程度発生しておるか、この四点についてあわせてお答えいただけますか。

○政府委員(島四男雄君) この種の障害による件数が他の障害に基づく件数に比較してどうか、こういう御質問でございますが、詳しい統計はとっておりませんが、もちろんけがによる障害が一番多いわけであります。どういう職種が多いかといふ点と、やはりこの種の障害というのは、頭をぶつけたとかいうことによる障害がどうしても多いと思ひますので、外傷からくるこのような障害、したがって外傷の多い職種にこういう障害が多いというところは一応言えると思ひます。そうしますと、われわれの統計では、職種は別といたし

まして、省庁について申し上げますと、北海道開発庁とか建設省とか、そういうところの省庁にたぶん多いのではなからうかというふうに推定されますが、詳しい統計はそこにとつておりません。なお、従来九級に相当するような障害があったんではないか、これはもちろんそういうことは十分推定されるのでございますが、それについても私どものほうでは、いままでは資料が手元にございませんので、正確なことは何とも申しかねます。もう一点ちょっと御質問、四級ございましたんすけれども。

○伊藤道君 大体その程度でいいです。次に、精神、神経系統障害について、九級が新設されることによつて、いわゆる言うところのむち打ち症などについても、従来より厚い補償が行なわれる場合が出てくるのではなからうかと考えられるわけですが、その点はどういうふうにお考えになりますか。また、最近の交通事情を考えた場合、交通災害が非常に多くなつてきておるようです。現在、緊急勤務のために早朝とか日曜、祭日に勤務を命ぜられた場合には、その出勤途上における事故は公務と認定されておるかと思ひますが、また、最近の交通事情を考え、あるいは公用で通勤されるものについては、その往復途上で発生した事故については公務と認定されるものとなつておるわけですが、こういうことをあわせ考えると、公務認定の基準については、現在のようなものはもうきつめて不合理であつて、その基準を拡大する必要があるのではなからうか、こう考えられるわけですが。原則として通勤途上における災害は、いま申し上げた以外公務でないわけですね。早朝、日曜、祭日、そういう緊急出勤を命ぜられた場合以外は、そうだとすると、人事院は公務員の利益を守る立場に置かれておるわけですから、公務員の利益を守るという観点からすれば、いまお伺いをした基準を拡大する必要もあるのではないかと、この点がどう思ひますか。

○政府委員(島四男雄君) ただいま御質問の通勤

途上の災害が前々からいろいろ問題がございまして。現にその種の事例も相当起きておるといふのが実情でございまして、これをどこまで公務上と見るかというところは、いろいろ議論のあるところとございまして。従来、私もいろいろといたしましては、先生よく御承知のように、この通勤途上の事故の場合に、どういふ場合に公務上に扱つかという点について、三三三基準を示しておりますが、あえて申し上げますと、第一番目が、職員のみ利用されておる交通機関によって通勤する場合において、所属官署の責めに帰すべき理由によりその往復途上において事故が発生した場合、第二番目に、業務管理上の必要により、特定の交通機関によって通勤することを所属官署から強制されている場合に、その往復途上において事故が発生した場合、第三番目に、突発事故、その他これに類する緊急用務のために直ちに勤務することを命ぜられた場合に、その出勤途上において事故が発生した場合と、この三つを一応基準として考えておるわけでございまして。

最近におけるいろいろの事情も勘案いたしまして、私もでは、先月、昭和四十三年三月十二日に、事務総長通達でもって、さらにその基準を明確にしたいということで、たとえば、いま申しました認定基準のほかに、深夜であるとか、早朝に特に出勤を命ぜられた途上における災害、あるいは日曜等において特に出勤を命ぜられた場合等についても、これを通勤途上の役所に来る途中で事故にあつたという場合には、これを公務上とするように通達できた次第でございまして。將來これはおいおいその範囲を広げていくべきではないかという御意見が、ただいまの御質問の中にございまして、欧米の例を見ましても、確かにそういった趨勢もあるやに感ぜられるわけでございまして、これも、いまお話しにございましたような交通事情その他の社会事情によって、おいおいその辺の解釈、考え方というものは、われわれとしても弾力的に考えるべきではなからうか、そのように考えております。

○伊藤頼道君 まあ職員局長の立場で、この場でこの認定基準を拡大いたしなうと、そういう意味の答弁は当然できません。

そこで重ねて今度は総裁にお伺いいたしますが、認定の基準を拡大することをこの場でひとつ約束してもらいたいと言つてもちよつと困ると思ひます。そこで十分この点については、以上私がお伺いし、また局長からの御答弁のあつたような実情があるわけですから、しかも、今後交通災害はますます激増してゆかうかと常識的には考えられるわけですね。そこで当然交通災害というものが重視されなければならぬ時代に入つておると思ひます。しかも、緊急用務のために出勤を命ぜられたということになると、日曜、祭日か、あるいは早朝か夜分おそく、通常の出勤時刻にはみんない出でおるわけですから、緊急の出勤命令はないわけですね、同じ出勤するわけですね、そういう命令がなくとも常時出勤しておるわけですから。そういう点では区別はないと思ひます。特に公用車で通勤する者については、その往復の途上で発生した事故は補償の対象になる、公務になるわけですね。このところもずいぶん不公平だと思ひます。公務車で通勤されるというのは主として上級者であると思ひます。そういうことで、この辺にも上厚下薄というにおいがふんふんとするわけですね。給与についてはいつも上厚下薄になっておるわけですから、こういう交通災害についても上厚下薄の差別待遇ではなからうか、これは当然そういう意見が出てこようかと思ひますが、こういうことをあわせ考えて、総裁はひとつ今後十分前向きな姿勢でこの点に真剣に取り組んで、検討を重ねてもらいたいと思ひますが、それに対する総裁の考えをお聞かせいただきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 基本的なお気持ちは全く私も同様でございます。したがって、いま局長から御説明申しましたように、ごく最近も通達を改めまして、あまり大いばりでここで申し上げるつもりはございませんけれども、現実に着々と前進をしておるという気持ちを持っております。

けです。

で、公用車の話も、私自身が公用車のごやっかいになってますから、別に上厚下薄の弁明を申し上げるわけではございませんけれども、最近の御承知のように営林署関係と申しますか、多くの役所で通勤バスのものを出してありますし、それから営林署関係では、やはり作業場所までマイクロスパスで運ぶというようなことがございまして、公用車問題もそう軽々しく上厚下薄と言ひ切れない面を持っております。私個人の考え方としては、やはりそういうみんなが一緒に通勤の便宜を得るような、そういう通勤バスのようなものが普及すればいいというふうな気持ちを持っております。考え方方々御同感であります。その方向でさらにまた今後検討を続けてまいりたい、こういう気持ちでございまして。

○伊藤頼道君 次に伺ひたいのは、最近における公務災害の発生状況、特に死亡者とか重傷の数、発生傾向についてです。傾向は一体どうかということ、それと、特に災害の発生率の高い機関はどの機関であるか、このような機関ではどのような対策を講じておられるのか、この三点についてお答えいただきたいと思ひます。

なお、この機会ですから、資料の提出をお願いしておきたいと思ひます。これは今後の勉強に備えたためにお願ひするので、いまここに合せといつてもたいへん無理ですから、あとでつけようです。最近五カ年間の年次別、災害別の発生数をひとつ御提出いただきたいと思ひます。

○政府委員(島田雄雄君) 最近の災害発生状況の具体的な問題を少しお話し申し上げたいと思ひますが、これは具体的に災害が起つた場合に、公務上になる場合とならぬ場合があるわけでございまして、まず、公務災害補償の件数で申しますと、年間、たとえば四十一年度について申しますと、一万四千七百四十九件公務災害補償を受けております。このところ数年間、おおむね一万五千件内外の被災者の数になっておりますが、これ

は同一人で療養補償あるいは休業補償を受ける場合もございまして、この件数が直ちに災害発生傾向、内容を示すものとは限りませんので、災害発生傾向の面から見てみますと、これは五現業を除く一般職公務員の災害発生状況でございまして、昭和四十一年度において死亡者が十八人、それから休業が一日以上の被災者が千六百十八人、これは四十一年度でございます。

四十一年度について申しますと、死亡者が三十五人、休業一日以上の被災者が千五百十人、このようになっております。この発生原因の四十一年度について内容を見てみますと、自動車事故によるものが三百五十五人、物品の取り扱い、運搬中に事故を起こした者が二百八十二名、それから墜落等が百六十二名、転倒、つまづき等が百四十五名、物が倒れてきたためにけがをしたというような場合は百十八人、おおむねこういうような数字が出ております。

それから省庁別死傷者を、多い順に並べていきますと、建設省が四百七十一名、法務省が二百六十九名、運輸省が百八十七名、北海道開発庁が百五十三名、文部省が百三十七名でございます。

ところで、このような事故に対して人事院としてはどういふ措置はない対策を講じているかという御質問もありましたので、あわせてお答えいたしますと、もちろん災害が起つてから、それに対する補償を十分するということは必要なことですが、それと同時に、そのような災害が起つてこないような防止措置ということが非常に大事と思ひますので、私もではその見地から、十分健康管理なり安全管理について気を配っているわけでございまして。たとえば安全管理の基準につきましても、人事院規則を制定いたしまして、その基準を各省庁に実施していただいております。それから、そのような安全管理を適正に行なうためには、そのような知識をやはり持つていただかなければならないということで、各省庁の担当官に対する研修もそのつど行なつております。それから災害が非常に多い役所については、どういふ原因

でそういう事故があるのかという調査も必要でございまして、たびたび調査をし、かつ、その適切な指導も行なっております。さらに毎年一回、国家公務員の安全週間を設けて、安全に関する知識の普及をはかるというような諸施策によりまして、私どもでは事故防止につとめている次第でございます。

○伊藤道雄君 次に特別健康診断を各府県で実施しているようですが、その特別健康診断の実施について点検や指導の必要があるかと思ひますが、この点は実質的にどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(島四男雄君) 毎年約三十ぐらゐの省庁につきまして、特別定検の調査指導を行なっております。

○伊藤道雄君 ただいまお伺ひした点については、数が多いので、全部手が回らぬので、大体いま言われた程度を、毎年その見当でやっていると、そういう意味に解していいわけですか。

○政府委員(島四男雄君) 毎年一回網羅的に全省庁について行なえばよろしいのでございしますが、ただいまのお話のございましたように、実際問題としてなかなかそこまで手が回らぬという点もございします。調査いたしましたとしても、やはり予算の問題も伴いますので、人員、予算上の制約があることは、これはそのとおりでございしますが、できるだけ可能な範囲において、そのような調査指導を行なっているというのが実情でございます。

○伊藤道雄君 やはりこういう健康診断などについては、各省庁で的確に、これが確実に実施せられるよう、そうしてその結果は非常に貴重な資料として出てこようかと思ひます。それは実際運用の面に当たっている人事院として、そういう点検するとか、指導を徹底することによって、そういう面の成果は一段と上がつてこようかと思ひます。いま人手不足あるいは予算に制約を受けてということは、まことに残念なことですが、今後ひとつそういう面にも極力、一ぺんに全部やるといふわけにもいかぬでしょうが、これは大事な面だ

と思ひます。これが基盤になつて実態がここから出てくると思ひます。まず実態を知らにやいかぬわけですから、そういう意味で、今後人手の面について、結局は予算の制約によつて左右されるかと思ひますが、こういう面にも前向きにひとつ努力すべきだと思ひますが、総裁どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 御同感で、うなずきながら伺つておたわけですが、災害が発生してしまつたあとで年金やら何やらというお金のことを考えますと、それをむしろ予防するほうにお金を回せば、これはおそらく少額の金で十分生きた成果をあげるだろうというように私どもも思つております。したがひまして、今後またそういうような財源の面での処置についても大いに努力をしてまいりたいと思ひますが、今後ひとついろいろな意味で御支援をお願いしたいと思います。

○伊藤道雄君 次に、指定医というものがあつて、現在の指定医について人事院としてはどういうふうな考へておるか。

○政府委員(島四男雄君) ただいまの御質問は指定医療機関のことでございますか。

○伊藤道雄君 ええ。

○政府委員(島四男雄君) それではそれについてお答えいたします。

この指定医療機関につきましては、人事院または実施機関において定めるところになつておりまして、実際問題としましては、各省庁におきましてそれぞれ適当な指定医療機関を設けてやっております。私どもではその指導として、この医療機関を指定しないという指導はしておらないと申し上げておきます。

○伊藤道雄君 次に伺ひたいのは、腰痛炎、あるいは頸肩腕症候群、こういうむずかしい名の病気がありますが、こういう病気になる場合には、人事院としてはその対策としてどういふことをされておるか。また、現在はこうだが将来はこういうふうな改正したいと思ひておるか、そういう一連のお考へについて伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 腰痛炎等につきまして

は、御要望がずっとあります。それは結局、職業に指定してほしいというのが御要望の焦点であるように思つておりますが、現実の運用の面では、それらの疾病について、それが公務上の原因によるものであるという認定がつかまれば、私どものほうとしては公務上として補償の認定をしているわけでありまして、ただ、これを一括して一般的な基準として職業病として指定するについては、これはまだちよつと研究さしていただきませんと、いまにわかにはいふわけにいきませんが、御承知のように、あの管林署でよくチェーンソーの關係で白ろ病の問題がありまして、これも職業病とするというお話が前からありました。これもいま申しましたように、個別的にはわれわれ公務上と認定いたしますれば、それでやつておたわけですが、いろいろ研究あるいは現実の調査も固まりまして、これはせんだつて職業病として指定したことは御承知のとおりでございまして、今度の腰痛炎等についても、そういうようなデータが固まりまして、またその方向へ動くことと存じます。ただし、現実問題として、公務上でありさえすれば認定しておる、その点だけは申し上げておきます。

○伊藤道雄君 公災と認定するにあつて、公務起因性とか、あるいは仕事との間で相当因果關係があるのではないかと考へられるわけですが、そういう場合に因果關係がないとは考へられないといふ場合などの、どちらにも考へられるようなむづかしい認定の場合があるかと思ひます。そういう場合はこれを有利なほうに解釈して認定すべきではないかという意見をあちこちで聞くわけですが、この点については人事院としてはどう考へておるか、そこをはつきりしなければだめなのかどうかということなんです。

○政府委員(佐藤達夫君) 私どもが大つぱらに有利に扱いますといううなことは、これまたちよつと厳正公平を看板にしておりますたてまえからみまして、一がいには申し上げられませんが、厳正公平に判断をするについて、そういういまお

示しのような点を頭に持ちながら臨んでおる、有利な証拠をできるだけ発見してあげよう、具体的に言えばそういう心がまえでやつておるわけでありまして、ここにいまお話がありましたように、内部疾患的な關係のことは非常に認定が困難であります。御承知のように、ここに出ております私どもの厚生課長は代々お医者さんの専門家の人にもきてもらつております。そのほかにも専門のお医者さんを委員にお頼みして、そういう点の判定について意見を承つておるわけでありまして、根本の心がまえはそういう心がまえで臨んでおります。

○伊藤道雄君 いまお伺ひしたことにさらに関連してお伺ひするわけですが、公務外の認定の場合です、その理由とか、内容は不明ということになつておるうかと思ひますが、こういう制度になつておるんですが、これはいまお伺ひしたことと関連を持つわけですが、これは何か人事院としてはお考へがないのかどうか。改善するような意図があるのかないのかという意味で現在どうなのかということですね。それと労働者は公務災害の認定に対しては、一たん公務外の認定ということになる具体的な對抗できないわけですね。これは、公務員の利益を守るのにいさ少し親切な方法はなからうかという考へで聞いたんです。また、そういう要求を最近あちこちから聞いておるわけですが、この一連の問題についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 公務上の認定の場合、外の認定の場合も同様でございしますが、すでにございしたと思ひますが、私どもの判定書というものが実に意を尽くして、事ここまかにその判定の理由を述べておるわけでありまして、また、その判定に至りますまでは、たとえどんな山奥の現場でありましようとも、職員がその現地に臨んできて、諸般の実情を調査した上でこれに臨んでおりますし、また、先ほど触れましたように、専門のお医者さんの委員の方々の意見も十分徴して判定しておるわけでございますから、そういう点では抜かりのない手がたい調査をした上での結

論でございます。しかし、これについてさらに御不満といふことがあるならば、これは訴訟の道、裁判所に出訴する道もございしますが、その方法はあるわけでございしますが、私どもとしては私どもの判定は絶対に正しいという確固たる自信のできるまで、とことんまで追及し、その上で判定を下しておきたいというわけでございします。

○伊藤道雄君 次に、スライドの問題について、一、二お伺いしておきたいと思うのですが、四十一年の改正の際に、年金の補償の額について、いわゆるスライド制が設けられたと思うのです。その運用については種々問題もあったと思いますが、今回、恩給審議会の答申があったわけですが、恩給審議会としても恩給のスライド規定の運用について答申した際、本法のスライド規定の運用に当たって、その恩給審議会の答申と同じように行なう考えなのか、そうではなくて、人事院はそのスライド規定の運用については独自の検討を加えてきておられるのか、こういうことをこの際お伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 先ほどちょっと御説明の中に出了たと思ひますが、共済関係その他それに関連する部分にわたって総理府の公的年金の協議会がありまして、これがスライド関係を中心にして研究をされておられるわけです。これには人事院も加わっているわけです。一緒になつて御研究を申し上げておる。もちろんわれわれはわれわれとして研究しておりますが、表向きの場面ではそういう場所の研究いたしておるわけでありまして、恩給審議会の関係の答申も、これはどういう形で実現することになりますか、そういうふうなこともわれわれとしてはやはり十分考慮しつつ臨まなければならぬという慎重な考えでおるわけでございます。

○伊藤道雄君 労災保険法では平均賃金の二〇%を基準とした具体的なスライド規定があるわけですが、そこで、この規定と恩給審議会の答申とは相当の開きがあるわけですか。本法の規定の運用に当たっては、本法の性格とか目的などからみ

て、この両者をどのように関連させようとお考えになっておられるか、その点についてもお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 御指摘の点は、確かに考え方としては、問題点としてやはり十分のみ込んで当たらなければいけない問題だと思ひます。恩給審議会の場面における一応の結論についてもまたいろいろ考え方はあると思ひます。それが絶対的にこちらのほうに導入されてしかるべきものであるかどうかという点については、あわせて十分研究をした上でない最終的な判断はできないことではないかというように考えております。

○伊藤道雄君 次に、遺族の範囲について一点だけお伺いしておきたいと思ひますが、同法は保険法に比較して若干広くなつておるようですが、その点について人事院は将来どのように扱っていくお考えなのか、また、改正しようとお考えになっておられるのか、こういう問題についてお伺いしたい。

○政府委員(佐藤達夫君) これは遺族の範囲は、国家公務員法の九十五条で一応きまつておりました。これはいまのうちに労災関係からいいますと、ちよつと幅広くなつておるわけでありまして、それを狭めようというふうな気持ちは全然持つておりません。

○伊藤道雄君 遺族の一時金の額は、当分の間、現行の一時金の範囲内で人事院で定めることになつておると、こういうことですが、人事院はこれをどのように定める方針なのか、また当分の間とは大体どの辺までを指しておられるのか、何か考えがあるかと思ひます。当分の間と言つても、こちらは雲をつかむようで見当がつかない。見当はどうなのか、こういうことをあわせてお聞きしたい。

○政府委員(島田雄雄君) この遺族補償の一時金は人事院規則一六〇、五十一條の中で詳細に規定しております。そこで、四百日を最低といたしまして最高千日分ということでございますが、ただいま御指摘のように、この制度が暫定措置で

はないかということでございますが、確かに暫定措置ではございますが、われわれとしても少しでも職員に有利なようにということで今後前向きに検討していきたい、こう考えております。

○伊藤道雄君 この法案について提案権をお持ちの総理府総務長官がお見えになつたので、いままま人事院にお伺いしておつたわけですが、提議権のある総理府に一度も質問をまだしてないのは非常に失礼にあたりますので、この際簡単なことを、先ほど人事院総裁にもお伺いした問題ですが、総理府としてのお考えをこの際お伺いしておきたいと思ひます。それは最近、交通事情が御存じのように非常に憂うべき事態になりつ

つあることは、これはもう説明を要しない問題だと思ひます。そこで、公務員の通勤の問題が出てくるわけですが、これは普通、原則として通勤の途上における交通災害は何ら公務の対象にはならぬわけですね。しかしながら、緊急の用件で朝早くとか、あるいは日曜、祭日など緊急通勤、出勤を命ぜられた場合には、これはもし途中で災害があれば公務になるわけですね。また、公用車で通勤する者がもし不幸にして交通災害にあわれれば、この場合も公務の対象となるわけですが、こういうことについて先ほど人事院総裁に要望を含めてお伺いしたわけですが、何とか公務認定の基準を拡大する方向で検討すべきではないか、また検討してもらいたい、こういう意味の要望をかねての質問を申し上げたわけですね。そこでお伺いするわけですが、総理府としても、目下の交通事情を十分お考えになつておると思ひますが、ここで総務長官にひとつ公務認定の基準を拡大する約束をしてもらいたい、こういうことではないわけ

です。この場でそういう無理な質問をするのではなくして、人事院がこの問題については実際の運用の面に当たつておるので、人事院と十分緊密な連携のもとに、こういう問題と真剣に取り組んでもらいたいと思ひます。そういう要望をかねて、その点についてお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) 交通問題は、同時に私のほうの役所におきましても、特に交通安全対策の主管をいたしております関係から、最近の交通禍という問題につきましては十分いろいろ存じておる次第でございますが、ただいまお申し出のような案件につきまして、人事院ともよく相談をいたし、また、人事院の御要望にも従ひまして、私どものほうとして善処いたす次第でございます。

○伊藤道雄君 そこで、人事院ともよく相談してということですが、もちろんよく御相談してお願ひしたいと思ひますが、常時において、こういうような問題について、これは人事院総裁にもお伺いしたいのですが、人事院としても総理府と緊密な関係のある官庁ですから、その問題に限る限り、そこで常時緊密な連絡が實際にとられておるのかどうか。ただ国会の質問があったときだけやる程度なのか、そう言つたら、そんなことはございませんとお答えになるでしょうが、大体ふだんこういう問題について当然人事院と総理府とは緊密な連絡をとらなければいかぬわけですね。こういう点はもう緊密な連絡がとられておるのかどうか、実情をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 何から何まで緊密というところ、これまたいろいろ語弊が出てまいりますが、そういうわけじやございませぬけれども、いま御指摘のようなこういう種類の問題につきましては実際うまく連絡をとつてやつております。

○伊藤道雄君 そこで総務長官、また時間の関係があるそうですから、この際お伺いしておきたいと思ひますが、労働災害とか、こういう問題については、関係関係協議会とか、そういう意味の横の連絡をとるための、そういう対策を関係官庁で進めるためのものが必要ではなからうかと思ひますが、聞くところによると、そういう災害対策の関係の閣僚懇談会、名前は何か知りませんが、要するにそういう関係機関、そういうものはいまのところないようです。ただ産業災害対策推進連絡会、こういうのが現在あるのです。

そこで、このものについては産業災害ですから産業災害対策の一環として、これはもちろん事務次官レベルか、そういうところでやっておると思うのですが、このところで災害対策について実際運用してきているのかどうか、この実情、近状を承りたい。

○国務大臣(田中龍夫君) 産業災害だけではなく、交通安全対策につきましても、同様の関係協議会がございます。いまのこの打ち合わせでございまして、その他いろいろの交通の問題、非常に広範多岐にわたっておりますが、横の十分連絡をとって、対策の問題につきましても協議をいたして次第でございます。

○委員(長井川伊平君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(長井川伊平君) 速記をつけて。

○伊藤道雄君 次に、労働災害を中心に労働省当局に二、三お伺いしたいと思ひますが、業務災害に対する年金による補償については、他の社会保険の制度との関係を考えて、従来から引き続いて検討を行なつておるようについてお伺いしますが、そこで、その検討の結果についてその概要を承つておきたいと思ひます。それと、検討の対象となる問題はどのような点であるのか、あわせてお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(村上茂利君) 労働保険につきましては、昭和四十年に大改正を行ないまして、遺族補償の年金化、障害補償の大幅な年金化、これを内容とする抜本的な改正をいたしたわけでございまして、その際に幾つかの問題がございまして、たとえば、厚生年金などの年金の調整の問題等がございまして、これは法律の附則で検討すべきことが定められておるわけでございまして、労働省としては、労働保険審議会という労働保険を専管する審議会がございまして、その審議会で引き続き問題の検討をしていただくことにいたしておりますが、本年に至りまして審議会も委員の改選がございまして、改選後の総会におきまして小委員会を設置いたし、新しく委員も選任

いたしました。今後引き続き問題の検討を行なうということになっております。その内容はまだ確定はいたしておりませんが、四十年の法律改正以来の問題のほか、たとえば通勤途上の災害を労働保険で見るといふ点について、外国の法制などとも比較し、国内における諸制度との関連等を調べて検討を要するとか、いろいろ重要な問題があるわけでございまして、今後活発に審議会を中心に検討が進められるというように期待いたしております。

○伊藤道雄君 この障害補償について、長期の疾病の場合、補償給付として年金が支給されることになっておるようですが、これはどのような場合に支給されるのかという点が一点、それとその補償については、この点どうなっているのか、その要点だけをお聞かせいただきたい。

○政府委員(村上茂利君) 長期の補償といふことは、労働者が業務上の負傷、疾病にかかりまして、従来ですと二年たつてなおなおらない場合には、労働基準法上の打ち切り補償の支払いをいたしまして、使用者はその責めを免れるという制度でございまして、三十五年の改正のときに、新しく長期傷病者補償給付という制度を設けまして、三年たつてもなおなおらないという人々に対しては、なおなおるまで療養補償を継続するという制度をとつたわけでございまして、しかし、それは中間段階的な改正でございまして、昭和四十年の改正におきましては、他の給付の年金化に伴ひまして、従来の長期傷病者補償という制度を長期傷病補償給付に改めまして、三年たつてもなおなおらない場合には、従来同様の療養を継続して、療養補償費は労働保険で全額支給する。しかし、三年の時点までは休業補償という形で支払つておりましたが、三年たつた後に長期傷病補償の支給を決定いたしますと、従来の休業補償という措置は年金に切りかえまして、定額制でこれを支給するということになつたわけでございまして、なほうして、これは期限がございせんので、なおるまで療養を行ない、一方においては休業補償に相当する年金を受けるということになります。その途中で死亡いたしますれば遺族年金がもらへる。また、負傷のために障害が残存する場合には、長期傷病補償から、障害補償に切りかえらるという形での措置をいたしていることに相なっております。

○伊藤道雄君 次に、保険法においては、この保険施設について具体的にどのようなことをしておられるのか、ごく概要でけっこうです。保険施設ですね。いろいろあるわけですが、具体的にどのようなことをしておられるのかということ。

○政府委員(村上茂利君) 労働保険法に基づきまして、保険施設として行なつておりますものは、種類にして八項目ほどございまして、第一は経過後の処置でございまして、第二は義肢その他の補装具の支給であります。これは医療補償と違ひまして、一たん治癒いたしましたあとに義手、義足を支給する。第三は休養または療養施設であります。休養と申しますのは、治癒したあとにさらに温泉療養を続けるほうで、治癒後の予後の何といひますか、処置として適当であるという観点から、休養施設を設けたい。あるいは温泉保養所を發行するといふ措置をいたしております。休養または療養施設と申しますのは、各地に労働病院を經營いたしております。それが療養施設といふのは、該当いたします。それから第四の施設といひましては、リハビリテーション施設を設け、経営いたしておりますが、全国三十四の労働病院がすべて理学療法のなりリハビリテーション施設がございまして、そのほか特定の労働病院がその他のリハビリテーションの専門の施設を設けておりますが、そのほか別に治療と一応切り離しまして、治療後のリハビリテーションという点に重点を置きました作業所という施設を新しく設置いたしまして、現在、長野県、それから千葉、福井等に建設中でございます。第五の施設といひましては、それからの保険施設を利用する際に、患者であつた人々が旅費が必要だといふような場合には旅

費の支給をいたす。それから第六の施設といひましては、たとえば風水害が起りまして、労働の適用施設が、つまり工場、事業場が水害のために汚染されるという場合に、流行病などが発生いたしませんように、救急医薬品を配付するとか、そういう措置を講じております。それが第六でございまして、それから第七の施設といひましては、たとえば肺患者等につきましては長期の療養を継続いたしておりますし、かつての、つまり肺と認定された時点における賃金がいかに低いといふような問題もありまして、療養する場合に、栄養補給的な措置が必要ではないかという問題が生じてまいつておりましたが、そういう問題に対処するために労働援護金の設置。第八といたしましては、脊髄損傷患者などが、治癒はいたしましたが、さて社会復帰をする際に、住宅の改善をいたしたい、あるいは特殊な自動車を購入したいという場合には、社会復帰貸し付け金という制度を考えております。それからこれは広い意味の保険施設でございまして、労働災害防止のための必要な経費を労働保険施設として補助金として出しております。そのような幾つかの施設を労働施設として運用いたしている次第でございまして。

○伊藤道雄君 次に、労働災害についての問題についてお伺いしたいのは、政府とか、あるいは経営者側が、従来どうも労働災害の原因を一方的に労働者の責任だといふふうにして押つけているような傾向があったわけで、だがしかし、最近、労働災害が激増してきておるという、こういうおりから、労働者の責任にだけこれを一方的に押しつけることは不当ではないかという問題が当然出て来ようかと思ひます。そこでお伺いするわけですが、労働省としてはこの問題についてどういふふうにご考へておられるのか。

○政府委員(大野雄二君) お答えいたします。労働災害の現状は、大体日曜日を除きまして、一日に二十人以上の負傷をされておる。また一日以上の方八日以上の負傷をされておる。また一日以

上の方は、さらにその倍になるということで、決して少なくはございません。しかしながら、全体の傾向といたしましては、ここ十年間を見ますと、率といたしましては半減いたしております。絶対数といたしましては、三十六年以降減少いたしております。で、この災害の原因につきましましていろいろございまして、私どもの行政の一番基本になっておる筋は、申すまでもなく労働基準法、これに基づきますところの多くの安全衛生の規則でございまして、この規則は、もちろん労働者の責任という事も書いてございまして、實際上使用者の責任を一義的に追及してございまして、労働省といたしましては、法律上は追及は可能でありまして、現在までのところ法的に労働者の責任を追及いたした事例はございません。これは刑事的な刑罰の問題でございまして、

また、民事的な責任ということに相なりますれば、労災保険法におきましては、使用者の無過失賠償責任という事を基本といたしてございまして、労働者の責任は追及されておりました。ただ、これは所管外になります、業務上過失という事になります、検査当局からそういった責任が追及される場合はございまして、私どももいたしましては、災害についてはいろいろの原因がございまして、一番目立つところは、機械設備等の欠陥に基づくもの、あるいは労働者に対する安全教育の不徹底、こういうこともあげられます。また、確かに個々の災害を見ますと、労働者の不注意というものが介在することは、これは争えないこととございまして、ただ、その不注意というものを科学的に掘り下げて、その不注意が何によって来たかということ明らかにする、それが災害を除く原因で、手だてを発見する道でございまして、特に本年度からはこの不注意というものを、ただ不注意という中に埋没させないで、科学的に原因を追及し、その予防対策を講じていきたい、かように考えております。

○伊藤道雄 例の三井三池の事故が発生したおりに、私どもとしては、これは高度経済成長政策と

か、相次ぐ合理化政策、こういうところに根本原因があるということに指摘して、これを追及してまいったわけであります。合理化、合理化で、保安上の施設とか設備に手抜きがあったという事とはいふまでもない事実であつたかと思うのです。そういう点で合理化、合理化に隠れてしまつて、どうも保安施設に手抜きがあった、そういうことで相次ぐ災害が起きてきておる、こういう問題が繰り返されたのですけれども、現在、労働省として、その問題についてどのようにお考えになつておりますか。

○政府委員(大野雄二郎君) ただいま御質問の三井三池、すなわち鉱山に関する保安の問題は通産省の所管いたすところとございまして、私どもとしては、これに対する勧告権を持っております。で、私どもは私どもなりに検討いたしまして、もちろん鉱山保安の自主的な側面は私どもより通産省のほうがよく御承知のところでありまして、私どものほうは、全体の話を伺ひまして、やはり保安の責任者という者がみずから危険な坑内に入つて、みずからの目でその現場をよく見ていく、これが不慮にそういう活動が行なわれなければ保安は全きを期し得ないという見地から、さようなことを中心といたしまして通産当局に勧告いたしました次第でございまして、

○伊藤道雄 先ほど局長からの御答弁の中で、労働者の不注意が確かに災害の要因になつてゐる、その不注意は不注意としてでなく、十分この点を深く掘り下げて検討する必要がある、こういう意味の御答弁があつたわけですが、そのことに関連してお伺ひいたしますが、いわゆる日本の労働者は、いまもヨーロッパ並みの賃金というところで、事ほどさうやうに低賃金である、労働条件も非常に悪い、労働過重、低賃金ということで、多くの労働者はいわゆる残業をやつて、それによるプラスによつて生活をささえておると、こういう労働者も相当あるわけですが、この辺に、あなたの指摘されたいわゆる労働者の不注意というのは、こういう点に、労働者のいわゆる過重労働、疲

勞、こういうところが、あなたの言われた労働者の不注意というところに結びつくのではなからうか。ただ単なる不注意でなく、過重労働、過勞、こういうことと深い関連が当然にあるかと思ふのですが、この点はどういふふうにお考えですか。

○政府委員(大野雄二郎君) 御指摘のような点は確かに問題にならうと存じます。三井三池のこの間の災害、それから大分県で起こりました石灰石の採取場における事故、あるいはその他鉱山関係を見てまいりますと、特にそれが目立つておりまして、終業まぎわにどうか、あるいは超過勤務中に起こつた災害が、去年の秋に関する限り、かなり目立つております。しかしながら、一般の工場におきましては、これは全般的な調査をやつたことはございせんが、始業が八時といたしますと、九時くらいがピークになつておる。五時とか、あるいは超過勤務の時間に関つたことといたしまして、これは超過勤務の質との関係からもう少し詳しく調べなければなりませんが、そういう傾向は現在のところ必ずしもはつきりしてないのといふことが、これは非常に密接な関係を持つておるといふことは、一般論として否定しがたいところとございまして、実証的なデータは私どもは現在のところ持つておりません。

○伊藤道雄 先ほど御指摘申し上げたように、日本の労働者は、ヨーロッパ並みの賃金を目標にいま春闘の戦いを進めておるわけですが、全国一律の最賃制の確立とか、あるいはまた労働時間の短縮、労働基本権の確立、こういうような目標のもとに真剣に取り組んでおるわけですが、こういう問題が基本的に解決されない限り、いわゆる労働者の地位は向上せぬ、これが労働災害と非常に緊密な問題を持つておるといふことは言えると思ふのです。こういう点について総合的な対策を労働省を中心にして必要があるかと思ふのですが、このような一連の問題について、労働省としての見解を承つておきたいと思ふ。

○政府委員(大野雄二郎君) 賃金と労働災害との関係というものは、国際的にやつてみれば、マクロにおいて比較できるわけですが、その意味におきまして、賃金と災害の率等を比較いたしてみますと、賃金が高いと災害が少ないという関係は出ません。それは現在私どもの持つております国際統計で見ますと、そういう関係は成り立たないわけですが、

○伊藤道雄 ただ、低賃金ということが災害と結びつかぬと言われるけれども、先ほど指摘したように、労働条件が悪くて賃金が低い、つい残業をやる。神経をすり減らして労働に従事すれば、それが災害の原因にならぬといふことは、だれが言えるのですか。そういう保証をだれがするかという大きな問題に関連があるのじゃないですか。

○政府委員(大野雄二郎君) 私の申し上げたのは、賃金水準、国としての賃金水準のことを申し上げたのでございまして、その賃金体系が不合理であるために残業になる、残業になつて、過勞になつて、したがつて、災害を生じやすいというふうなことは、これは交通関係等におきましてはすでに指摘されておるところでございまして、その面におきましては私は十分の関連性はあるかと思ひます。先ほど申し上げましたのは、お断わりいたしましたように、賃金水準のマクロの問題でございまして、

○伊藤道雄 そこでなお伺ひいたしますが、労働災害対策のために、私どもの立場からすれば、関係関係会議などを設けて、これを横の連係を緊密にして、お互いにならねばならない出さぬで、緊密な連係のもとに対策の推進をはかる必要があるのではなからうか。いま総理府に産業災害対策推進連絡会議、これはさつき総務長官にお尋ねしたわけですが、こういうものが現在ありますという面では期待できないかと思ふのですが、そういう考えがあるのかないのか、また、それに近いような横の連係はどうとつておるか、こういう一

連の問題についてお伺いしたい。

○政府委員(大野雄二郎君) 中央におきましては、先生御指摘のような会議があります。これを受けまして、地方にもさような会議を持ちまして連絡を保っている次第でございます。

○委員長(井川伊平君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(井川伊平君) 速記をつけて。

○委員長(井川伊平君) この際、委員の異動について御報告いたします。

鬼木勝利君、柴田榮君、二木謙吾君が辞任され、その補欠として原田立君、内田芳郎君、北島教真君がそれぞれ選任されました。

○委員長(井川伊平君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(井川伊平君) 総員挙手と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(井川伊平君) 御異議ないものと認め、本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十九分散会

四月十六日予備審査のため、本委員会に左の案件

を付託された。

一、旧陸海軍等の爆発物の爆発による被害者等に対する見舞金の支給に関する法律案(衆)

旧陸海軍等の爆発物の爆発による被害者等に対する見舞金の支給に関する法律案
旧陸海軍等の爆発物の爆発による被害者等に対する見舞金の支給に関する法律

(その法律の趣旨)
第一条 この法律は、旧陸海軍等の爆発物の爆発により負傷し、又は疾病にかかった者及び旧陸海軍等の爆発物の爆発により死亡した者の遺族に対する見舞金の支給に關して定めるものとする。

(定義)
第二条 この法律において「旧陸海軍等の爆発物の爆発」とは、旧陸海軍又は旧連合国軍が使用し、又は保有していたと認められる弾薬その他の爆発物の爆発で昭和二十年九月二日以後において偶発的に発生したものうち、昭和四十年十月に鋼路市の海岸において発生した爆発その他これに類似する爆発で政令で指定するものという。

2 この法律において「被害者」とは、旧陸海軍等の爆発物の爆発により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者でその負傷し、疾病にかかり、又は死亡した当時において日本の国籍を有していたものをいう。

(見舞金の支給)
第三条 国は、被害者又はその遺族で、見舞金の支給原因である事実の生じた日(その日が、この法律の施行の前であるときは、この法律の施行の日)において日本の国籍を有するものに對し、見舞金を支給する。ただし、被害者の負傷、疾病又は死亡がその者又は第三者の故意又は重大な過失に起因するものであるときは、この限りでない。

2 被害者又はその遺族が、この法律による見舞金の支給原因である事実と同一の事実について

て、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)

第八章の規定その他政令で定める災害補償に関する法律の規定又は連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十六年法律第二百十五号。以下「給付金支給法」という。)の規定による補償又は給付を受け、若しくは受けることができるときは、又は受けることができないときは、前項本文の規定にかかわらず、当該見舞金は支給しない。

(行政措置に基づく見舞金との関係)
第四条 この法律の施行前に旧陸海軍等の爆発物の爆発による被害者の負傷若しくは疾病又は死亡につき国から行政措置に基づく見舞金又は支給されているときは、この法律による療養見舞金又は死亡見舞金の額から当該行政措置に基づく見舞金の額に相当する金額を控除した金額を支給する。

(権利の認定)
第五条 見舞金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、防衛施設庁長官が行なう。

(見舞金の種類)
第六条 見舞金の種類は、次のとおりとする。

一 療養見舞金
二 障害見舞金
三 死亡見舞金
(療養見舞金の支給)
第七条 療養見舞金は、被害者で旧陸海軍等の爆発物の爆発により負傷し、又は疾病にかかったものが、当該負傷又は疾病に關し、療養する場合(この法律の施行前に療養した場合を含む。)に支給する。

2 療養見舞金の額は、次の表の上欄に掲げる療養期間に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる金額とする。

療養期間 療養見舞金の金額
一月未満 一〇、〇〇〇円

一年以上三月未満 二〇、〇〇〇円

三月以上六月未満 三〇、〇〇〇円

六月以上一年未満 四〇、〇〇〇円

一年以上 六〇、〇〇〇円

(障害見舞金の支給)
第八条 障害見舞金は、被害者で旧陸海軍等の爆発物の爆発により負傷し、又は疾病にかかったものが当該負傷又は疾病がなおつたとき給付金支給法別表に掲げる身体障害が存する場合に支給する。

2 障害見舞金の額は、次の表の上欄に掲げる障害の等級に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる金額とする。

障害の等級 障害見舞金の金額
第一級から第三級まで 三八〇、〇〇〇円
第四級から第七級まで 二四〇、〇〇〇円
第八級から第一〇級まで 一二〇、〇〇〇円
第十一級から第十四級まで 四〇、〇〇〇円

3 前項の障害の等級の区分は、給付金支給法別表の障害の等級の区分によるものとする。

4 給付金支給法第九條第三項から第六項までの規定は、障害見舞金について準用する。この場合において、同条第六項中「連合国占領軍等の行為等」とあるのは、「旧陸海軍等の爆発物の爆発」と読み替へるものとする。

(死亡見舞金の支給)
第九条 死亡見舞金は、被害者で旧陸海軍等の爆発物の爆発により死亡したものの遺族に支給する。

2 死亡見舞金の額は、三十五万円とする。
(死亡見舞金の支給を受けるべき遺族の範囲)
第十条 死亡見舞金の支給を受けるべき遺族の範囲は、被害者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同

紹介議員 清水鉄雄外三十六名
小野 明君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第四七九号 昭和四十三年二月六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市寿町一五ノ三 成田サト子外五十名
紹介議員 大河原一次君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第四八〇号 昭和四十三年二月六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市大栗毛二ノ五 大沼京子外三十八名
紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第四八一号 昭和四十三年二月六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市千歳町三二 八嶋清成外二十名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第四八二号 昭和四十三年二月六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市富士見町七四 角田憲治君外四十五名
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第四八三号 昭和四十三年二月六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補

償に関する請願

請願者 北海道釧路市鶴ヶ岱三五 藤原実
外五十名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第四八四号 昭和四十三年二月六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市米町三ノ一六 村山
隆外五十名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第四八五号 昭和四十三年二月六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市宮本町三 矢嶋辰二
外五十名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第四八六号 昭和四十三年二月六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市富士見町五八 栗山
久策外五十名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第四八七号 昭和四十三年二月六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 三重県津市西古河町二五ノ五 佐
々木正義外十三名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五一三号 昭和四十三年二月七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鶴ヶ岱三七 立谷愛
吉外四十一名

紹介議員 伊藤 顯道君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五一四号 昭和四十三年二月七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取三六 鶴田穂雄
外三十六名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五一五号 昭和四十三年二月七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取五二 張江紀子
外五十三名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五一六号 昭和四十三年二月七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市住吉町八二 佐藤宏
外二十七名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五一七号 昭和四十三年二月七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市新富町六ノ一五 船
山弘外十七名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五一八号 昭和四十三年二月七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市旭町五一 松島利彦
外五十名

紹介議員 大河原一孝君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五一九号 昭和四十三年二月七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市川北町二ノ一三 住
吉傑外十七名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五二〇号 昭和四十三年二月七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市住吉町八二 三国肇
外四十二名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五二一号 昭和四十三年二月七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市住之江町二ノ一
南圭壮外十七名

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五二二号 昭和四十三年二月七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市緑ヶ岡一五ノ一二三
斎藤英樹外四十二名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五二三号 昭和四十三年二月七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鶴ヶ岱三七 伊藤文
夫外十七名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五二四号 昭和四十三年二月七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市大町七ノ一四 富田
敏賢外十七名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五二五号 昭和四十三年二月七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市千歳町二三 沼田哲
夫外十七名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五二六号 昭和四十三年二月七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市春採二六二 小滝栄
子外三十四名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五二七号 昭和四十三年二月七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市駒場町六ノ二五 山
田繁春外十七名

紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五二八号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市新富士二ノ一 松尾 裕外十七名
紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五二九号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市鶴ヶ岱三五 藤原実 外三十八名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五三〇号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道中川郡美深町字東一条北六 丁目 石川清高外五十名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五三一号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市住之江町二ノ七 佐々木民明外五十名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五三二号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市春採一六五 中村正

紹介議員 隆外五十名 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五三三号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市米町三ノ一三 倉常 夫外五十名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五三四号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市鳥取四二 辻川勝哉 外五十名
紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五三五号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市川北町四ノ四 小畑 寿江子外五十名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五三六号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市浦見町四ノ二三 高 橋信子外五十名
紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第五三七号 昭和四十三年二月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市新川町四ノ一三 伊 東等外五十名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七二四号 昭和四十三年二月九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市住吉町八 橋本豪之 外五十名
紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七二五号 昭和四十三年二月九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市堀川町三ノ二 柏木 宣勝外五十名
紹介議員 野溝 勝君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七二六号 昭和四十三年二月九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市鳥取大通三三 吉田 満外五十名
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七二七号 昭和四十三年二月九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市桜ヶ岡八ノ一ノ三 梅田康三外五十名
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友御幸町四ノ三ノ 五 山口幹雄外五十名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七二九号 昭和四十三年二月九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市宮本町二四 小泉典 夫外十七名
紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七三〇号 昭和四十三年二月九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市住友本町六ノ三ノ一 佐々木勝正外十七名
紹介議員 木村禰八郎君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七三一号 昭和四十三年二月九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市宮本町二七 岡本義 一外五十名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七三二号 昭和四十三年二月九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市桜ヶ岡八ノ四 松 川和憲外五十名
紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七三三号 昭和四十三年二月九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市春採一六五 中村正

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市堀川町三ノ二 岩田清外五十名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七三三号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取一 藤山一夫外五十名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七三五号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市緑ヶ岡一八 田中昭三外五十名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七三六号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市南大通六ノ二九 榎本千恵子名五十名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七三七号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市共栄大通八ノ二 田中博外五十名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七三八号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取一八四 成田登外五十名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七三九号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取一二五 浦川文雄外五十名

紹介議員 榎 繁夫君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七四〇号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市旭町一〇 宮下春夫外三十八名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七四一号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市桜ヶ岡八九五ノ六 白石富男外五十名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七四二号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 宮城県遠田郡小川町青江字太田切一〇〇ノ一 渡辺正悦

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七四三号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取四六 小林末外五十名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七四四号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市曙町一〇ノ二二 館山昭三郎外五十名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七四五号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市桂恋二二九 渡田勝利外二十五名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七四六号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市緑ヶ岡九 柴田隆司外五十名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七四七号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市千歳町四二 藤本昌士外五十名

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第七四八号 昭和四十三年二月九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町五ノ六ノ四 鷺谷政治外十七名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八三七号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取二七二 松田正雄外五十名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八三八号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取七七 川上義和外五十名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八三九号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友末広町一ノア 一ト内 大平タミ外五十名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八四〇号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市共栄大通二ノ二 梅

津敏子外五十名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八四一号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鶴ヶ岱二五 佐々木勝外五十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八四二号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町三ノ六ノ五 及川フミ子外五十名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八四三号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町一ノ一ノ三 清水洋子外五十名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八四四号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町六ノ六ノ三 原正行外三十四名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八四五号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市松浦町九ノ一四 佐藤真砂子外五十名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八四六号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取三八 板垣徳一外五十名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八四七号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道滝川市宇空町一〇 若林喜代美外五十名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八四八号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友緑町四ノ四ノ一 日沼輝夫外五十名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八四九号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取一二五 原間井滋外五十名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八五〇号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市駒場町九ノ二一 宮地明美外五十名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八五一号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市宮本町二七 岡本義一外十七名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八五二号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鶴ヶ岱三七 戸塚章介外十七名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八五三号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町三ノ三ノ三 奥綾子外三十四名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八五四号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市東川町一 中戸川晃也外五十名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八五五号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市堀川町三ノ二 小関はまじ外五十名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八五六号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町二ノ六ノ四 松井嘉則外三十四名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八五七号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鳥取一八四 鈴木利彦外四十七名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八五八号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市桜ヶ岡八九 宮本絹江外五十名

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八五九号 昭和四十三年二月十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市鶴ヶ岱三七 阿部久美子外五十名

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八六〇号 昭和四十三年二月十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市共栄大通六ノ二 今井幸夫外五十名
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第八六一号 昭和四十三年二月十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市桜ヶ岡八九白樺公住三四ノ四 対馬和美外五十名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九〇七号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市弥生町九五 長谷川純江外五十名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九〇八号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市中島町一ノ四 白山聖子外二十八名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九〇九号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市米町三ノ一三 吉岡ヤス外二十八名
紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九一〇号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市春採一九 石川和男外二十八名
紹介議員 森 元治郎君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九一一号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市新川町一九 平山博章外二十八名
紹介議員 森 勝治君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九一二号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市松浦町八ノ三 岡山陽三外二十八名
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九一三号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市桂恋二一九ノ二三四 中港嗣哉外二十八名
紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九一四号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市春採二六三 米田カツ子外二十八名

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九一五号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市堀川町四ノ三七 上田ミツ外二十八名
紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九一六号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路市武佐四〇 野上明外二十八名
紹介議員 渡辺 勘吉君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九一七号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友新町二ノ五ノ六 橋本亀吉外十七名
紹介議員 佐多 忠隆君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九一八号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友新町一ノ六ノ三 岩下義久外十七名
紹介議員 柴谷 要君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九一九号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友春光台右一〇ノ

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二〇号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友春光台左九丁目 松本光雄外二十八名
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二一号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路郡釧路村字遠矢市街 森田恒吉外十四名
紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二二号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市寿町四ノ一一ノ二 久松久雄外十四名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二三号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友春光台左一三ノ一 岡本重晴外二十八名
紹介議員 野瀬 勝君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二四号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友福生町二ノ一ノ

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

三 四十勇太郎外二十八名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二五号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友春光台左九丁目 松本光雄外二十八名
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二六号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路郡釧路村字遠矢市街 森田恒吉外十四名
紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二七号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市寿町四ノ一一ノ二 久松久雄外十四名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二八号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友春光台左一三ノ一 岡本重晴外二十八名
紹介議員 野瀬 勝君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二九号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友福生町二ノ一ノ

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九三〇号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市住友春光台左九丁目 松本光雄外二十八名
紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九三一号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道釧路郡釧路村字遠矢市街 森田恒吉外十四名
紹介議員 中村 順造君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九三二号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 北海道赤平市寿町四ノ一一ノ二 久松久雄外十四名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

二 佐藤喜重外二十八名
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二五号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友栄町三ノ一
今野義雄外二十九名
紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二六号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友赤平東雲町四ノ二ノ五 香河長蔵外二十八名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第九二七号 昭和四十三年二月十二日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 山梨県富士吉田市新倉三、一三〇
羽田汎外四十二名
紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇二〇号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市桜ヶ岡四二 土谷政幸外二十八名
紹介議員 光村 甚助君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇二二号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市春採五四 金岩貞夫

外二十八名
紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇二二三号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市若草町八ノ一七 丹
葉剛義外二十八名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇二三四号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 岩手県宮古市中里団地三ノ一三ノ一二 沢内正義外二十八名
紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇二四号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市光陽町一ノ四 荒谷陽悦外二十八名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇二五号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 青森市松原町一〇六 対馬誠外二十八名
紹介議員 成瀬 曜治君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇二六号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 岩手県宮古市大通二ノ一八
藤尾喜平外二十八名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇二七号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 岩手県宮古市西町二ノ一ノ一九
瀬藤一志外二十八名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇二八号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 岩手県宮古市大字千徳二長根五五ノ三 鈴木義美外二十八名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇二九号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 横浜市磯子区磯子二ノ四ノ二〇
梅田敷外二十八名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇三〇号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 横浜市西区境ノ谷三六 大久保増子外二十八名
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇三一号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

償に関する請願
請願者 横浜市西区霞ヶ丘四三 大塚弘子外二十八名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇三二号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 神奈川県平塚市立野町二ノ一九
北村邦夫外二十八名
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇三三号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市亀井野三、三〇四
朝倉伸一外二十八名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇三四号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市長井町二、七六
三 木下裕外二十八名
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇三五号 昭和四十三年二月十三日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 静岡県富士市今泉二、一八四 篠原政夫外二十八名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇三六号 昭和四十三年二月十三日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 三重県松阪市長月町八二 中尾安彦外二十九名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇三七号 昭和四十三年二月十三日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 香川県善通寺市与北町一、九八七ノ一 山根清外二十八名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇三八号 昭和四十三年二月十三日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 香川県善通寺市生野一、八四三ノ二 蔵本昭外二十八名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一〇三九号 昭和四十三年二月十三日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 香川県善通寺市与北町三、四六一ノ三 片長貞子外二十八名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一四二号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市浪花町一四ノ一 喜村光幸外二十八名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一四三号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市弥生町九七 片垣寿平外二十三名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一四四号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市宮本町二四 長谷川滝子外二十五名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一四五号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市釧路村字遠矢市街 森田恒吉外二十六名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一四六号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市桂恋二一九ノ二三四 今井輝外二十八名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一四七号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友御幸町一二二 戸田一三外二十八名

紹介議員 大河原 次君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一四八号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友御幸町二三三 高橋幸雄外二十八名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一四九号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友福住町一ノ一ノ三八 赤石正美外二十八名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一五〇号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友福住町二ノ六ノ四 小川守外二十八名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一五一号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町八ノ九ノ一 高橋昭之外三十四名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一五二号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町三ノ六ノ一 佐藤茂外二十八名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一五三号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町七ノ八ノ一 鹿島信司外三十四名

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一五四号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町五ノ三ノ五 浮田常男外三十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一五五号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町四ノ六ノ一 伊藤正頼外二十八名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一五六号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友の出町五四一 高橋信夫外二十八名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一五七号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町八ノ二ノ

五 斎藤昌一外二十八名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一五八号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町五ノ三ノ一 竹田不二雄外二十八名

紹介議員 木村福八郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一五九号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 山形市末広町五ノ六 小関仁三外二十二名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一六〇号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県岡谷市本町二ノ九ノ四三 山田高久外九名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一六一号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 山梨県甲府市中央一ノ一二ノ二九 古谷紀子外二十七名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一一六二号 昭和四十三年二月十五日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 山梨県南都留郡鳴沢村三、二五二 小林君子外二十八名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二四〇号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 滋賀県大津市南滋賀町七四八 莊原誠一外二十二名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二四一号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市新町五ノ六ノ四 佐藤健一外三十四名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二四二号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友元町四ノ三ノ一 小浜高義外三十四名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二四三号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町二ノ三ノ五 菅原富夫外三十四名

紹介議員 伊藤 顕道君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二四四号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友元町三ノ一ノ六 石村正好外三十四名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二四五号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町五ノ四ノ六 金成幸造外三十四名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二四六号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友栄町五ノ六ノ四 今田貞夫外三十四名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二四七号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町三ノ一ノ五 藤田岩雄外三十四名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二四八号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友栄町四ノ三ノ三 作田松四郎外三十四名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二四九号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町三ノ四ノ二 吾妻仁外三十四名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二五〇号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町一ノ六ノ三 阿部武外三十四名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二五一号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町一ノアバ 一ト内 川村幸雄外三十四名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二五二号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町一ノ六ノ六 磯谷長悦外二十二名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二五三号 昭和四十三年二月十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友栄町二ノ一ノ一 田沢ヨシ外三十三名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二五四号 昭和四十三年二月十六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町一ノ四ノ六
辻西キエ外三十七名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二五五号 昭和四十三年二月十六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町二ノ一ノ六
楠原穂外三十三名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二五六号 昭和四十三年二月十六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町二ノ六 真
鍋キツノ外三十四名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二五七号 昭和四十三年二月十六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友栄町二ノ三ノ六
高橋武外三十三名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二五八号 昭和四十三年二月十六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町八ノ三ノ四
長原秀雄外三十六名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二五九号 昭和四十三年二月十六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友末広町三ノア
パート内 白木孝外二十三名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二六〇号 昭和四十三年二月十六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友末広町一ノア
パート内 加藤キヨ外三十六名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一二六一号 昭和四十三年二月十六日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友東雲町三ノ三ノ
四 高野明雄外三十三名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三四四号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市富士見町六五 白谷
登代子外二十九名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三四五号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市入舟町六ノ二 平田
記章外二十八名

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三四六号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道釧路市桜ヶ丘八九 上出正
男外二十八名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三四七号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道阿寒郡阿寒町宇阿寒湖畔
佐藤昇外五十名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三四八号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 岩手県宮古市小沢二ノ五ノ一 平
山ヨウ子外二十二名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三四九号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 岩手県宮古市光岸地一ノ一三 高
橋弘次郎外二十九名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五〇号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 岩手県宮古市和見町四ノ一〇 盛

合勉外二十八名
紹介議員 森中 守義君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五一号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 岩手県宮古市築地二ノ二ノ二九
鈴木哲夫外三十二名

紹介議員 柳岡 秋夫君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五二号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 山形市元木三六一ノ五 高槻和雄
外二十七名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五三号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 山形県尾花沢市大字寺内二、五〇
五ノ一三 溝越善四郎外二十八名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五四号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 山形県尾花沢市大字尾花沢五、二
〇〇ノ五 三浦末治外二十八名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五五号 昭和四十三年二月十七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 岩手県宮古市和見町四ノ一〇 盛

請願者 山形県尾花沢市大字尾花沢三、六

〇〇 鈴木静也外二十八名

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五六号 昭和四十三年二月十七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 山形県長井市九野本二、九一一

小笠原久雄外二十八名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五七号 昭和四十三年二月十七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 山形県長井市勸進代一、六九一

平美津雄外二十八名

紹介議員 藤田藤太郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五八号 昭和四十三年二月十七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 山形県長井市宮一〇五 青木一夫

外二十二名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三五九号 昭和四十三年二月十七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 山形県長井市上伊佐沢四〇七 加

藤孝一外二十八名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三六〇号 昭和四十三年二月十七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補

償に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区川島町二六七

秋山初江外二十名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三六一号 昭和四十三年二月十七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 滋賀県大津市錦織町二丁目 木村健

一外二十八名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三六二号 昭和四十三年二月十七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 滋賀県大津市南滋賀町七七四ノ三

〇 石橋靖郎外二十八名

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一三六三号 昭和四十三年二月十七日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 滋賀県栗太郡栗東町十里 駒井英

祐外二十八名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一五一九号 昭和四十三年二月十九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町七ノ三ノ三

上村美智子外十五名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一五二〇号 昭和四十三年二月十九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町七ノ三ノ五

堀口テル外三名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一五二一号 昭和四十三年二月十九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町五ノ三ノ六

菅原芳江外五名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一五二二号 昭和四十三年二月十九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町六ノ二ノ四

鎌田礼子外八名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一五二三号 昭和四十三年二月十九日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町七ノ五ノ二

高橋三千子外九名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六七四号 昭和四十三年二月二十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町三ノ六ノ四

田村キク子外二十四名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六七五号 昭和四十三年二月二十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友元町四ノ六ノ一

山本武春外二十九名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六七六号 昭和四十三年二月二十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町一ノ一ノ

六 大野留吉外二十九名

紹介議員 鈴木 壽君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六七七号 昭和四十三年二月二十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町四ノ五ノ

二 稲見忠好外三十名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六七八号 昭和四十三年二月二十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町四ノ六ノ

六 狩野澄次外三十名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六七九号 昭和四十三年二月二十日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友吉町四ノ三ノ

一 鈴木康夫外四十一名

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六八〇号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町三ノ六ノ二 亀田清七外二十五名

紹介議員 羽生 三三君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六八一号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町四ノ四ノ一 橋本与四郎外三十名

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六八二号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町二ノ四ノ一 田中繁雄外二十七名

紹介議員 野々山 一三君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六八三号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町二ノ五ノ五 清水又助外三十一名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六八四号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町二ノ四ノ二 佐藤栄治外二十六名

紹介議員 杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六八五号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町五ノ一ノ四 小野富雄外三十三名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六八六号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市赤平六五五 松本 光夫外三十名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六八七号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町一ノ二ノ六 沼沢光雄外十九名

紹介議員 野澤 勝君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六八八号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町四ノ六ノ五 西川スミ子外三十名

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六八九号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町四ノ五ノ六

秋好虎太外三十四名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六九〇号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市赤平六五九 田村 輝雄外二十八名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六九一号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町三ノ六ノ四 橋本誠外三十五名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六九二号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町三ノ四ノ一 本山みつ外二十名

紹介議員 大河原 一次君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一六九三号 昭和四十三年二月二十日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町五ノ一ノ二 田畑武美外三十三名

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七四三号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町四ノ二ノ二 篠塚寛治外二十名

請願者 北海道赤平市住友友吉町四ノ二ノ二 篠塚寛治外二十名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七四四号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 茨城県水戸市見川町二、五六三ノ二〇五 長谷川利次外三十二名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七四五号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 茨城県水戸市見和町四ノ二〇 安達良三外三十二名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七四六号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 千葉県野田市木の崎三一五 石山 岩男外三十二名

紹介議員 光村 甚助君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七四七号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 静岡市大谷二、七二六 篠田文二 外三十二名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七四八号 昭和四十三年二月二十一日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町四ノ二ノ二 佐藤栄治外二十六名

償に関する請願

請願者 静岡市小鹿五七四ノ一四 鈴木忠雄外三十二名

紹介議員 伊藤 頼道君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七四九号 昭和四十三年二月二十一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 静岡市弥勒町二ノ五ノ二六 小林清外三十二名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七五〇号 昭和四十三年二月二十一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 静岡市伊呂波町九一五ノ四二 松永篤子外三十二名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七五一号 昭和四十三年二月二十一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 静岡県掛川市道神町八二ノ二 加藤昭三郎外三十二名

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七五二号 昭和四十三年二月二十一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 静岡県天竜市山東一、四三六 長島松郎外三十二名

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七五三号 昭和四十三年二月二十一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 静岡県清水市草薙一、三五七ノ六 山崎和子外三十二名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七五四号 昭和四十三年二月二十一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 石川県七尾市飯川町九四ノ二八ノ三 野見利雄外三十二名

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七五五号 昭和四十三年二月二十一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 石川県七尾市大田町二六ノ一六 亀喜敷外三十二名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七五六号 昭和四十三年二月二十一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 石川県七尾市大和町千部二三 中出保子外三十二名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七五七号 昭和四十三年二月二十一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 神戸市東灘区本庄町深江磯島町二四ノ一二 中井文太郎外三十二名

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七五八号 昭和四十三年二月二十一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 神戸市兵庫区湊川町六丁目公有地 須山七郎外三十二名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七五九号 昭和四十三年二月二十一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市時友下田二三 谷敏明外三十二名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七六〇号 昭和四十三年二月二十一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市大字横山四三四 沖原佐年外三十二名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七六一号 昭和四十三年二月二十一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市浅井町二町内 三上イナ外三十二名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第一七六二号 昭和四十三年二月二十一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県益田市大字ロー一、五四四ノ二 宮内滝三郎外三十二名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二〇八六号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友吉町二ノ六ノ四 三上繁雄外二十七名

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二〇八七号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友木町二ノ六ノ一 斎藤はる外二十四名

紹介議員 木村 禮八郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二〇八八号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友友元町三ノ二ノ六 林政治外三十四名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二〇八九号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新元町三ノア パート内 山田幸男外三十五名

紹介議員 藤 繁夫君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二〇九〇号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友緑町三ノ二ノ四 鹿野ヒデ外二十七名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二〇九一号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友住吉町一ノ四ノ二 今井寿樹外三十二名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二〇九二号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友緑町五ノ三ノ六 高橋正行外二十六名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二〇九三号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友御幸町四ノ三ノ二 刈屋真知子外二十七名

紹介議員 成瀬 晴治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二〇九四号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 東京都東村山市美住町一ノ二、四 五一 渡辺栄治外四十一名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二〇九五号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 東京都田無市北原町一ノ二六ノ一

九 佐藤彰子外四十一名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二〇九六号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 東京都北多摩郡久留米町大門町三ノ一ノ二七 渡辺貞男外四十一名

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二〇九七号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 広島県佐伯郡廿日市町廿日市三五ノ二 佐伯敏治外四十二名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二〇九八号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 広島県佐伯郡大野町 久松健外四十一名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二〇九九号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市大字津摩 佐々木哲郎外四十一名

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一〇〇号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市黒川三 佐々木征子外二十七名

債に関する請願

請願者 島根県浜田市黒川三 佐々木征子外二十七名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一〇一号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市黒川三、七三三 佐藤十三外四十一名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一〇二号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市清水町内 上野良弘外四十一名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一〇三号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市長浜町三町内 岩本幹代外四十一名

紹介議員 藤田 藤太郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一〇四号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市相生町三町内 河野嘉平治外四十一名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一〇五号 昭和四十三年二月二十六日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市大字内村一、〇二一 永見義隆外四十一名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一九〇号 昭和四十三年二月二十八日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町 牧野やえ外二十九名

紹介議員 大河原 一孝君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一九一号 昭和四十三年二月二十八日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町三ノ二ノ六 松本義光外二十二名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一九二号 昭和四十三年二月二十八日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町三ノ一ノ六 佐藤清外十九名

紹介議員 亀田 得次君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一九三号 昭和四十三年二月二十八日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友末広町五号ア パート内 島中益雄外四十四名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一九四号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町一ノ六ノ五
小原幸四郎外二十三名
紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一九五号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友寿町三号プロック
ク 佐藤勇外二十三名
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一九六号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友春光台右一〇丁
目 棚清外三十八名
紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一九七号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友本町一ノ五ノ六
佐々木義広外三十一名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一九八号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友寿町二ノ九ノ二
福村尚外三十五名
紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二一九九号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友御幸町一ノ五ノ四
大関貞男外二十二名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇〇号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 三重県一志郡白山町上ノ村 青山
定男外二十七名
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇一号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 三重県四日市市南浜田一、〇一〇
水谷貞夫外三十一名
紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇二号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 滋賀県高島郡新旭町新庄八九五
中村務外二十五名
紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇三号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 神戸市長田区重池町一ノ二〇〇
杉原正起外四十三名

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇四号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 広島県安佐郡高陽町矢口 宮崎幸
子外五十二名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇五号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市瀬戸ヶ島六二 中村
勉外十九名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇六号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市熱田一町内 竹内勲
外二十三名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇七号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 島根県浜田市大字津摩九ノ一 佐
々木幸祐外四十四名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇八号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 香川県観音寺市昭和町 竹田豊外

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二〇九号 昭和四十三年二月二十八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 滋賀県草津市草津三丁目 山田敏
子外四十七名
紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二一〇号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 広島市旭町一、二六四ノ二 三太
宣見外八名
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二一〇号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友日の出町八ノ六
ノ一 橋本年昭外九名
紹介議員 小酒井義男君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二一一号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友春光台左四ノ一
ノ二 坂東雅夫外十名
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二一二号 昭和四十三年二月二十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三五六号 昭和四十三年三月一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 三重県志摩郡浜島町 谷水上総外 十三名

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三五七号 昭和四十三年三月一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 三重県津市桜田町 磯崎正男外 十三名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三五八号 昭和四十三年三月一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 三重県津市新町三ノ三ノ四六 三 島彰男外十三名

紹介議員 岡田 宗司君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三五九号 昭和四十三年三月一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 三重県志摩郡阿児町鶴方 大矢京 子外十三名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三六〇号 昭和四十三年三月一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 三重県津市納所町 辻敏夫外十三 名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三六一号 昭和四十三年三月一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 三重県松阪市立野町 西村稔子外 十三名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三六二号 昭和四十三年三月一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 三重県阿山郡阿山町玉滝 城島清 氏外十三名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三六三号 昭和四十三年三月一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 三重県伊勢市熱田町 中井千代外 十三名

紹介議員 木村福八郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三六四号 昭和四十三年三月一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 三重県津市一身田町一身田五三一 安保昇外十三名

紹介議員 木村美智男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二三六五号 昭和四十三年三月一日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 三重県志摩郡阿児町鶴方 大矢良

子外十三名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二四七一号 昭和四十三年三月二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友御幸町一ノ六ノ 四 丹田ミヨ外九名

紹介議員 伊藤 顯道君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二四七二号 昭和四十三年三月二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友御幸町二ノ三ノ 六 山本榮子外七名

紹介議員 稲葉 誠一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二四七三号 昭和四十三年三月二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友春光台左七丁目 秋田竜太郎外六名

紹介議員 小酒井義男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二四七四号 昭和四十三年三月二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友春光台左一〇丁 目 滝直外一名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二四七五号 昭和四十三年三月二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友福住町三ノ四ノ 二 西幸一外九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二四七六号 昭和四十三年三月二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友福住町一ノ四ノ 一 大道正男外一名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二四七七号 昭和四十三年三月二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友緑町三ノ三ノ一 金田金藏外九名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二四七八号 昭和四十三年三月二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友御幸町一ノ三ノ 三 平田豊彦外十三名

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二四七九号 昭和四十三年三月二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 滋賀県大津市春日町五ノ一八 木 谷信彦外十六名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二四八〇号 昭和四十三年三月二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

償に関する請願

請願者 滋賀県草津市青地町 青地利次外 十三名

紹介議員 光村 基助君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二四八一号 昭和四十三年三月二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 三重県津市西堀端二、〇五〇 伊藤誠外十五名

紹介議員 大河原 次君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二四八二号 昭和四十三年三月二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 三重県四日市市浜旭町三九 岡田裕明外十三名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二四八三号 昭和四十三年三月二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 三重県一志郡八居町六一三ノ三 平田久子外十三名

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二四八四号 昭和四十三年三月二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 広島市牛田町八〇ノ七六 佐々木一士外十三名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二四八五号 昭和四十三年三月二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 広島県安芸郡矢野町 田辺正義外 十三名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二四八六号 昭和四十三年三月二日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 広島市楠木町一ノ九ノ二三 田中勉外十二名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二五一〇号 昭和四十三年三月四日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町一 佐藤藤トシ子外一名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二五一一号 昭和四十三年三月四日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町六ノ六ノ一 高田賢一外九名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二五一二号 昭和四十三年三月四日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 三重県尾鷲市中井浦一、〇五一 岡山正外十三名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二五一三号 昭和四十三年三月四日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住吉寿町三ノ八ノ二 三越信子外十一名

紹介議員 鈴木 謙君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二五一四号 昭和四十三年三月四日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友栄町二 佐藤辰雄外九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二五一五号 昭和四十三年三月四日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友春光台右二二 牧野三男外十二名

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二五一六号 昭和四十三年三月四日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友東雲町五ノ三ノ三 三竹腰英次外十一名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二五一七号 昭和四十三年三月四日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友日の出町三ノ二ノ一 境谷定作外九名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二五一八号 昭和四十三年三月四日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友春光台右一三 横浜ムラ子外七名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二五一九号 昭和四十三年三月四日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友日の出町六ノ五ノ二 野口栄一外十二名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二五二〇号 昭和四十三年三月四日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友朝日町四ノ八ノ二 森川一夫外十一名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二五二一号 昭和四十三年三月四日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友春光台左六ノ二 渡部弘美外八名

紹介議員 野々山一三君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二五二二号 昭和四十三年三月四日受理

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 北海道赤平市住友新町六ノ三ノ四 白田キヌ子外六名

三五

旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願
請願者 長野市柳町一、二二四 伊藤明外四十一名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二七一四号 昭和四十三年三月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 宮崎市大塚町地蔵田四、六五一黒木隆年外十三名

紹介議員 中村 順造君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二七一五号 昭和四十三年三月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 宮崎市神宮東町三三七 上石誠子外十三名

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二七一六号 昭和四十三年三月七日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 宮崎市花殿町四二 井上勝一外十三名

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二七二七号 昭和四十三年三月八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県諏訪市大和三区三三五 大野一郎外九名

紹介議員 佐多 忠隆君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二七八号 昭和四十三年三月八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県岡谷市加茂町四ノ一〇ノ六 竹内愛外一名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二七二九号 昭和四十三年三月八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県岡谷市銀座二ノ一ノ一九 林悦子外十三名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二七三〇号 昭和四十三年三月八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤穂四、六〇三 田中泰男外十三名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二七三一号 昭和四十三年三月八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県岡谷市加茂町四ノ三ノ六 田中敏夫外十名

紹介議員 藤田 藤太郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第二二七三二号 昭和四十三年三月八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県岡谷市御倉町五ノ三 小口泰弘外八名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。
第二二七三三号 昭和四十三年三月八日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市中沢五、〇五四 久保田友子外十三名

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇七六号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一一、七二四 清水亀千代外十三名

紹介議員 大河原 次君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇七七号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一四、七八〇 山田近美外三十名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇七八号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一、八一七 野村東洋子外十三名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇七九号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市東伊那五、三三〇 市村重実外十三名

紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。
第三〇八〇号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一〇、一七六 久保田友子外十三名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八一号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市中沢一〇、五四九 宮下あさ江外十三名

紹介議員 木村福八郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八二号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一、〇二五 金田伊佐男外十三名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八三号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市下平三、八八一 中城明雄外十三名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八四号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一一、〇四三

中塚孝幸外十三名
紹介議員 光村 甚助君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八五号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 宮崎市谷川町三ノ三五 川崎良賢 外十三名
紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八六号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 宮崎山下原町二二ノ六 原口護 外十三名
紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八七号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 宮崎県宮崎郡田野町乙九、一六一 矢野義人外十三名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八八号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 宮崎市大字恒久二、九一一 太田 裕子外十三名
紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八九号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 宮崎市老松通一ノ六ノ三三 川崎 治康外十三名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

昭和四十三年四月二十七日印刷

昭和四十三年四月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局